

はじめに



文化芸術は、人々に夢と喜びと感動を与えるものであることはもとより、人間の自由な発想とその表現により、一人一人のかけがえのない個性の実現に資するものです。また、子どもから高齢者まで、あらゆる人々に社会参加の機会を与え、人と人とをつなぎ、地域社会の形成にとって不可欠なものとなっています。

本県における文化芸術振興施策は、平成4年3月に「愛知県文化振興ビジョン」を策定したことに始まり、「愛知文化芸術行動プラン」（平成15年8月策定）、「文化芸術創造あいちづくり推進方針」（平成19年12月策定）、「同（改訂版）」（平成25年3月策定）と、文化芸術を取り巻く社会情勢の変化に合わせて見直しを行ってまいりました。

これまでの取組では、とりわけ、愛知芸術文化センターの複合機能を活かした独自の芸術創造の展開や、国内最大級の国際芸術祭「あいちトリエンナーレ」の開催などにより、愛知から国内外に向けて文化芸術を積極的に発信してまいりました。

こうした中、本県の文化芸術振興を推進する姿勢を明確に示すため、平成30年3月に「愛知県文化芸術振興条例」を制定いたしました。

そして今回、条例に基づく基本的な計画として、「あいち文化芸術振興計画2022」を策定し、条例の基本理念に則り、県民が年齢、障害の有無等にかかわらず等しく、文化芸術に親しむことができる環境の整備や、観光、福祉、教育、産業など様々な分野との連携等に取り組んでいくことといたしました。

今後は、「あいち文化芸術振興計画2022」に掲げた施策を、総合的かつ計画的に推進し、文化芸術の力で心豊かな県民生活と活力ある愛知の実現をめざしてまいります。

県民の皆様方には、より一層の御理解と御協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

平成30年7月

愛知県知事
大村秀章

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	1
4 対象とする文化芸術の範囲	1

第2章 計画の基本的方向性

1 策定の視点	3
2 県の役割	6
3 めざすべき姿	7
4 3つの基本目標	8

第3章 施策の展開

1 施策の体系	9
2 9つの基本課題と個別取組	10

基本目標1 世界・未来へ“愛知発”の創造・発信

基本課題(1) 世界に創造・発信する愛知からの文化芸術

①国際芸術祭「あいちトリエンナーレ」の開催	10
②「あいち国際女性映画祭」の開催	12
③国際的なパートナーシップやネットワークの構築	12

基本課題(2) 愛知芸術文化センター等を拠点とした芸術創造の展開

④愛知芸術文化センター	13
⑤県美術館	15
⑥県芸術劇場	16
⑦県文化情報センター	19
⑧県図書館	20
⑨県陶磁美術館	22

基本課題 (3) 文化芸術を担う人材の育成

- ⑩新進芸術家の活動発表・交流の場づくり …………… 25
- ⑪世界へ躍進していくための環境づくり …………… 25
- ⑫県立芸術大学における人材育成及び芸術の発信 …………… 26
- ⑬アートマネジメントに関する人材の育成 …………… 27
- ⑭伝統的な芸能・工芸等を担う人材の育成 …………… 28

基本目標2 県民が等しく文化芸術に親しむことができる環境の整備

基本課題 (4) 県民の鑑賞機会の充実

- ⑮文化芸術に関する施設の充実 …………… 29
- ⑯鑑賞等の支援 …………… 29
- ⑰アウトリーチ活動等による普及啓発、鑑賞機会の拡大 …………… 30
- ⑱所蔵作品の有効活用 …………… 30

基本課題 (5) 子どもの文化芸術活動の充実

- ⑲優れた文化芸術に触れる機会の提供 …………… 31
- ⑳学校教育への支援・協力 …………… 31

基本課題 (6) 高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実

- ㉑高齢者の文化芸術活動の充実 …………… 33
- ㉒障害者の文化芸術活動の充実 …………… 33
- ㉓多言語での文化情報の提供等 …………… 34

基本目標3 愛知の文化芸術のポテンシャルを活かした地域力の向上

基本課題 (7) 愛知の文化資源を活かした地域力の向上

- ㉔モノづくり文化を活かした地域力の向上 …………… 35
- ㉕アニメーション等を活かした地域力の向上 …………… 35
- ㉖生活文化の振興 …………… 35
- ㉗地域の文化資源の情報発信 …………… 36
- ㉘文化資源等を活かした活動への支援 …………… 36

基本課題 (8) 伝統芸能や文化財等の継承と発展

- ㉙伝統芸能等の継承と発展 …………… 37
- ㉚文化財等の継承と発展 …………… 37

基本課題 (9) 様々な分野や主体との連携・協働の推進

③1 様々な分野との連携	39
③2 市町村との連携	41
③3 文化芸術団体等との連携	42
③4 民間事業者等との連携	42
③5 芸術系大学等との連携	42
③6 文化施設間の連携	42
③7 ボランティア活動の促進	43

第4章 推進体制

1 推進体制	44
2 計画の指標（数値目標）	44
3 進行管理	45

(計画の体系)	46
---------------	----

(参考資料)

○愛知県文化芸術振興条例	51
○本県の文化芸術行政の歩み	54
○愛知の文化芸術振興に関する有識者会議開催要領	57
○愛知県文化行政推進会議開催要領	59

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本県では、平成4年に文化芸術振興施策の総合的な指針「愛知県文化振興ビジョン」を策定したことに始まり、平成15年に5か年の行動計画である「愛知文化芸術行動プラン」、平成19年に向こう10年程度の基本目標及び重点方向を定めた「文化芸術創造あいちづくり推進方針」（以下「推進方針」という。）を策定し、平成25年に後半5年間に取り組むべき基本課題及び主な取組を示した「推進方針（改訂版）」を策定して、文化芸術の振興に関する施策を推進してきました。

平成28年度には、「あいちトリエンナーレ2016」、「第31回国民文化祭・あいち2016」及び「第16回全国障害者芸術・文化祭あいち大会」を開催し、「芸術・アートの年」と位置付け、愛知の文化芸術を国内外に大いに発信する契機となりました。

また、現在は、平成31年度のリニューアルオープンを目指し、愛知芸術文化センターでは大規模な改修工事を進めているところであります。

これらを機に、本県の文化芸術振興を推進する姿勢を明確に示すとともに、文化芸術振興施策の拠り所とするため、平成30年3月に愛知県文化芸術振興条例（以下「条例」という。）を制定しました。

この「あいち文化芸術振興計画2022」は、条例に基づく基本的な計画であると同時に、これまでの取組結果や世論調査結果、文化芸術を取り巻く社会情勢の変化等を十分踏まえ、本県の文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

2 計画の位置付け

本計画は、条例第6条に規定する文化芸術の振興に関する基本的な計画として位置付けると同時に、条例の基本理念を踏まえ、当面5年間に取り組むべき施策を定めるものとします。

3 計画期間

本計画の計画期間は、2018年度（平成30年度）から2022年度までの5年間とします。

4 対象とする文化芸術の範囲

本計画が対象とする文化芸術の範囲は、条例及び文化芸術基本法の規定を踏まえ、次に掲げる分野とします。

芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（メディア芸術を除く。）
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術

伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能
民俗芸能	山車祭り、棒の手、田楽、獅子舞その他の地域の人々によって行われる民俗的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能及び民俗芸能を除く。）
生活文化	茶道、華道、書道、愛知の風土に育まれてきた食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽
伝統工芸	先人から受け継がれてきた陶芸、染織その他の伝統的な工芸
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術



第2章 計画の基本的方向性



1 策定の視点

本計画の策定にあたっては、推進方針に基づくこれまでの取組を踏まえ、県政世論調査の結果や文化芸術を取り巻く社会情勢の変化等を反映することとします。

(1) 推進方針に基づくこれまでの取組

本県では、「推進方針」において、「世界・未来へ“愛知発”の交流・創造の展開」「連携・協働による文化芸術の振興と多様な交流の促進」「文化芸術に彩られた心豊かな地域社会の実現」という3つの基本目標を掲げ、その実現に向けて、①世界・未来に貢献する文化芸術の創造と展開、②文化芸術を担い、支える人づくり、③多様な個性・価値を実現する文化芸術の場づくり、④地域文化の発掘・継承・発展の仕組づくり、⑤文化芸術政策の総合的な推進の5つの重点方向に沿って、文化芸術政策を推進してきたところです。

これまでの取組を評価したところ、最も大きな成果としては、国際芸術祭「あいちトリエンナーレ」の開催が挙げられます。初回となる平成22年以降、これまでに3回開催し、多くの方に最先端の現代美術に触れる機会を提供してきました。

特に、平成28年度を「芸術・アートの年」と位置付け、「あいちトリエンナーレ2016」のほか、「第31回国民文化祭・あいち2016」及び「第16回全国障害者芸術・文化祭あいち大会」を同年に開催し、愛知の文化芸術を国内外に大いに発信することができました。

次に、国内有数の文化芸術施設である愛知芸術文化センター等を拠点とした文化芸術プログラムの提供が挙げられます。県美術館、県芸術劇場、県陶磁美術館において質の高い舞台公演、企画展等を実施し、特に、愛知芸術文化センターの劇場と美術館の複合機能を活かした独自の芸術創造を展開したほか、近隣のオアシス21^{*1}や長者町、リニモ沿線^{*2}施設との各種連携事業を実施しました。県図書館は、文学、民俗芸能、伝統工芸等の幅広い資料の収集と情報提供を通じて、文化芸術活動を支える役割を果たしてきました。

平成26年度には、愛知芸術文化センターに指定管理者制度^{*3}を導入し、芸術劇場館長の設置、舞台技術の専門スタッフの配置、プロデュース機能の充実等を行うことにより、利用者に対するサービスが向上するとともに、質の高い舞台芸術の創造、発信につながりました。制度導入後は劇場利用率、事業実施回数、入場者数が増加しました。

また、愛知芸術文化センターは、平成31年度のリニューアルオープンに向けて大規模な改修工事を進めており、愛知の文化芸術の拠点施設として、一層質の高い事業展開を目指していく考えです。

その他には、子ども対象の体験事業、新進芸術家の支援、鑑賞機会の充実に関する多岐にわたる取組を実施し、文化芸術を担い支える人づくりを推進しました。

また、地域文化の発掘・継承・発展に関しては、文化財等の保存・継承事業や、「民俗芸能大会」、「あいちの伝統文化まつり」、「第31回国民文化祭・あいち2016」等の事業を実施

し、愛知の伝統文化を始めとする地域文化の保存、継承に向けた取組を実施しました。

さらに、市町村との連携や産学官連携、ボランティア活動の促進を通じた地域との連携・協働、アートマネジメントに関する人材の育成にも積極的に取り組んできました。

(2) 県政世論調査

平成28年度第2回「県政世論調査」において、文化芸術に関する質問をした結果、約8割の方が、「文化芸術振興は地方公共団体の基本的な課題である」と回答し、約6割の方が、文化芸術活動をもっと活発にするために県が力を入れるべきこととして、「子どもたちが文化芸術を体験する機会の提供・充実」と回答しました。

(3) 文化芸術を取り巻く社会情勢等

① 社会情勢

- ・人口減少と少子高齢化の進展
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催
- ・グローバル化の進展、外国人観光客の増加
- ・情報通信技術（ICT）の発展、ライフスタイル・価値観の多様化

社会情勢としては、今後益々少子高齢化が加速していくという社会的背景が、文化芸術の分野においても、担い手不足や後継者不足につながり、文化行事の存続等に影響を与えていくことが考えられます。

一方で、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や、昨今の外国人観光客の増加により、日本の文化に世界から注目が集まるという時運の流れがあります。さらには、ICTの発展やライフスタイル・価値観の多様化、グローバル化の進展により、若者などを中心に文化芸術の分野にも広がりや多様性が生まれ、今後の文化芸術振興のあり方として目を向けていく必要性も考えられます。

② 国の動向

- ・「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の制定（平成24年6月）
- ・「文化芸術振興基本法」の改正（平成29年6月、改正後：「文化芸術基本法」）
- ・「文化芸術推進基本計画（第1期）」の閣議決定（平成30年3月）
- ・「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の制定（平成30年6月）
- ・「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律」の制定（平成30年6月）
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化プログラムの推進

国の動向としては、平成29年6月の「文化芸術振興基本法」の改正（改正後：「文化芸術基本法」）や、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化プログラム^{*4}の推進などがあります。

国は、法改正の背景として、少子高齢化・グローバル化の進展など社会の状況が著しく変化する中で、観光やまちづくり、国際交流等幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的

な文化芸術政策の展開がより一層求められるようになってきたことを挙げています。このことは、本計画の策定においても重要な視点になります。

③本県の動向

- ・ 国際芸術祭「あいちトリエンナーレ」の継続開催（平成22年以降3回開催）
- ・ 愛知県障害者差別解消推進条例の制定（平成27年12月）
- ・ 「第31回国民文化祭・あいち2016」、「第16回全国障害者芸術・文化祭あいち大会」の開催（平成28年度）
- ・ 文化プログラム「beyond2020^{*5}」の認証開始（平成29年10月から）
- ・ 愛知県文化芸術振興条例の制定（平成30年3月）
- ・ 愛知芸術文化センターのリニューアルオープン（平成31年4月）
- ・ 「ラグビーワールドカップ2019TM」の開催（2019年）
- ・ 第20回アジア競技大会の開催（2026年）
- ・ リニア中央新幹線品川・名古屋間の開業（2027年度）

本県の近年における主な取組としては、「あいちトリエンナーレ」を平成22年以降3回継続開催したこと、平成28年度に「第31回国民文化祭・あいち2016」、「第16回全国障害者芸術・文化祭あいち大会」を開催したこと、及び愛知芸術文化センターの大規模改修工事を経た各施設の全面リニューアル等が挙げられます。

さらに、今後の動向としては、2019年に「ラグビーワールドカップ2019TM」^{*6}、2026年にはアジア競技大会^{*7}が開催され、2027年度にはリニア中央新幹線^{*8}品川・名古屋間が開業予定であり、グローバル化や外国人観光客の増加が、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後も、本県においてさらに加速する潜在力を含んでいると言えます。

-
- ※1 **「オアシス21」**：愛知芸術文化センター西隣に所在する、公園やバスターミナルなどの公共施設と商業施設との複合施設。2002年にオープンし、第三セクターの栄公園振興株式会社が管理・運営する。巨大シンボル、水の宇宙船を中心に、吹き抜け公園の銀河の広場や芝生が広がる緑の大地、ショップエリアがある。
 - ※2 **「リニモ沿線」**：藤が丘駅から八草駅までを結ぶ、第三セクターの愛知高速交通株式会社が運営する磁気浮上式システムによる路線、東部丘陵線の愛称「リニモ（Linimo）」。その沿線には、愛・地球博記念公園、美術館、博物館、史跡などの施設や、大学が数多くある。
 - ※3 **「指定管理者制度」**：多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間能力を活用しつつ住民サービスの向上を図るとともに経費の節減等を図ることを目的にした制度。
 - ※4 **「文化プログラム」**：東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会や「ラグビーワールドカップ2019TM」の機会を活かすと同時に、それ以降の多様な文化芸術活動の発展や、文化財の着実な保存・活用を目指し、全国津々浦々で推進する文化芸術に関する取組の総称。
 - ※5 **「beyond2020プログラム」**：日本文化の魅力を発信するとともに、2020年以降を見据えたレガシー創出のための文化プログラム。2020年以降を見据え、日本の強みである地域性豊かで多様性に富んだ文化を活かし、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシーの創出に資する文化プログラムを「beyond2020プログラム」として認証し、ロゴマークを付与することで、オールジャパンで統一感を持って日本全国へ展開。
 - ※6 **「ラグビーワールドカップ2019TM」**：4年に1度行われる「ラグビー世界チャンピオン決定戦」で、第9回大会が2019年に日本で開催予定。アジア初の開催となる。全国12都市で開催され、本県では豊田スタジアムが会場となる。
 - ※7 **「アジア競技大会」**：アジア・オリンピック評議会(OCA)が主催し、アジアの45の国と地域が参加する国際総合競技大会。2026年に愛知・名古屋で開催される。日本ではこれまでに1958年に東京、1994年に広島で開催されている。
 - ※8 **「リニア中央新幹線」**：東京都（品川）～大阪市の全長約438kmを我が国独自である超電導リニアにより最高時速500kmで結ぶ新たな新幹線。品川・名古屋間については、2027年度の開業を目指しており、最速40分で結ばれる予定。

2 県の役割

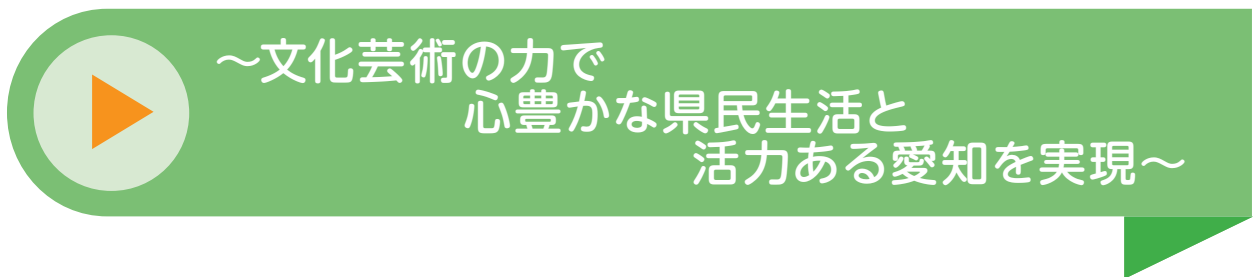
条例第2条では、文化芸術の振興に係る8つの基本理念を規定し、第3条では、「県は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する」と県の責務を規定しています。

基本理念としては、文化芸術の担い手である県民の自主性・創造性を十分に尊重すると同時に、県民のニーズを十分に踏まえて、県民を主体として施策を推進していくことや、年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞、参加、創造することができるような環境を整備すること、さらには、愛知の文化芸術を広く国内外へ発信し、関連分野の施策と有機的な連携を図ること等を掲げています。

参考〔基本理念(条例第2条)〕

- 1 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性が十分に尊重されるとともに、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、県民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 3 文化芸術の振興に当たっては、愛知の自然、歴史及び風土に培われてきた特色ある文化芸術が、県民の共通の財産として生まれ、将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。
- 4 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の多様性が尊重されるとともに、地域における多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 5 文化芸術の振興に当たっては、愛知の文化芸術が広く国内外へ発信されるよう、文化芸術に関する交流が図られなければならない。
- 6 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他県民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 7 文化芸術の振興に当たっては、幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の意義と価値を尊重し、先人から受け継がれてきたモノづくりを尊ぶ風土その他の愛知の特色を生かしつつ、観光、福祉、教育、産業、まちづくり、国際交流その他の関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

3 めざすべき姿



文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で、生きがいに満ちた、豊かで、潤いのある暮らしを実現することは、人々の共通の願いであります。

文化芸術は、県民が生活を営む上で不可欠なものであり、県民全体の社会的財産と考えることができます。

愛知には、その風土が育んだ個性的な伝統文化、モノづくり文化、食文化などの豊富な文化資源があります。奥三河の花祭を始め、尾張・三河万歳などの歴史ある祭り、伝統行事、民俗芸能が県内各地で継承されています。平成28年には、全国33件の「山・鉦・屋台行事」がユネスコ無形文化遺産^{※9}に登録されましたが、本県では5件の「山車祭り^{※10}」が登録され、全国最多です。

また、日本六古窯の瀬戸、常滑に代表される「やきもの」や、有松、鳴海の「絞り」などの伝統工芸、赤みそ等の伝統的な食材や、きしめん、ひつまぶし等の「なごやめし」といわれる食文化にも近年注目が集まっています。

さらに、今後は、「ラグビーワールドカップ2019TM」やアジア競技大会などのスポーツイベントの開催やリニア中央新幹線の開業により、国内外から多くの人々が訪れ、交流人口がますます増加し、地域が発展していく潜在力があります。

これらの本県が誇る豊かな文化資源や、文化芸術が持つポテンシャルに着目するとともに、今後、交流人口の増加が期待される中、文化芸術の社会的価値を十分に活かすことで、**心豊かな県民生活と活力ある愛知の実現**を目指してまいります。

※9 「ユネスコ無形文化遺産」：2006年に発効した国連教育科学文化機関（ユネスコ）の無形文化遺産保護条約に基づき、人から人へと継承される芸能や祭礼、伝統工芸などを対象に登録される。日本では、文化審議会文化財分科会の特別委員会で調査、審議したうえで、ユネスコに提案する。国内では2017年7月時点で、歌舞伎や雅楽、山・鉦・屋台行事など計21件が登録されている。

※10 「山車祭り」：山車、祭車及び車楽船を用いる祭礼行事のこと。愛知県は、150以上の祭礼と400輻以上の山車を持つ全国に誇る山車文化県で、「モノづくりあいち」につながる、優れたからくり人形を載せた山車が集中して所在するなど、全国有数の山車祭りが所在する地域である。

4 3つの基本目標

めざすべき姿の実現に向け、以下の3つの基本目標を設定し、文化芸術の振興に取り組んでいきます。

基本目標1 世界・未来へ“愛知発”の創造・発信

優れた文化芸術は、世界各国の人々に深い感動や喜びをもたらすものです。

本県では、これまでも、「あいちトリエンナーレ」による、世界に向けた新たな芸術の創造・発信や、愛知芸術文化センターを拠点とした芸術創造に取り組み、成果を上げてきました。

今後は、スポーツイベントの開催やリニア中央新幹線の開業等により、本県ではさらなる交流人口の拡大が見込まれることから、一層の創造・発信が期待されます。

そこで、“愛知発”の文化芸術の魅力を一層高め、国内外に余すことなく発信し、交流を図ることで、「世界・未来へ向けて“愛知発”の文化芸術を創造・発信し、愛知の文化芸術のアイデンティティを確立する」こととします。

基本目標2 県民が等しく文化芸術に親しむことができる環境の整備

文化芸術は、地域への愛着を深め、将来世代に継承すべき価値を有する県民共通の財産であり、子ども・若者や高齢者、障害者、外国人等に社会参加の機会をひらく社会的役割を有しています。いわば、人々に等しく幸福感と満足感を与えてくれるものであり、文化芸術を創造し享受することは、心豊かな生活及び活力ある社会の実現につながります。

本県では、これまでも、県民の鑑賞機会の充実や子どもの文化芸術体験など、文化芸術に親しむ環境の整備に取り組んできましたが、これらについては県政世論調査でも県に対する期待が大きくなっています。

そこで、「県民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができる環境を整備する」こととします。

基本目標3 愛知の文化芸術のポテンシャルを活かした地域力の向上

愛知には、その風土が育んだ個性的な伝統文化、モノづくり文化、食文化など豊富な文化資源が潜在力（ポテンシャル）として存在しています。

また、「ラグビーワールドカップ2019™」やアジア競技大会などのスポーツイベントの開催や、リニア中央新幹線の開業は、本県におけるさらなる交流活発化の可能性（ポテンシャル）を秘めています。

さらに、国の法改正において、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の分野の施策との連携の視点が追加されたように、今後は、様々な分野と連携しながら文化施策を展開することで、地域力の向上を図ることが重要になります。

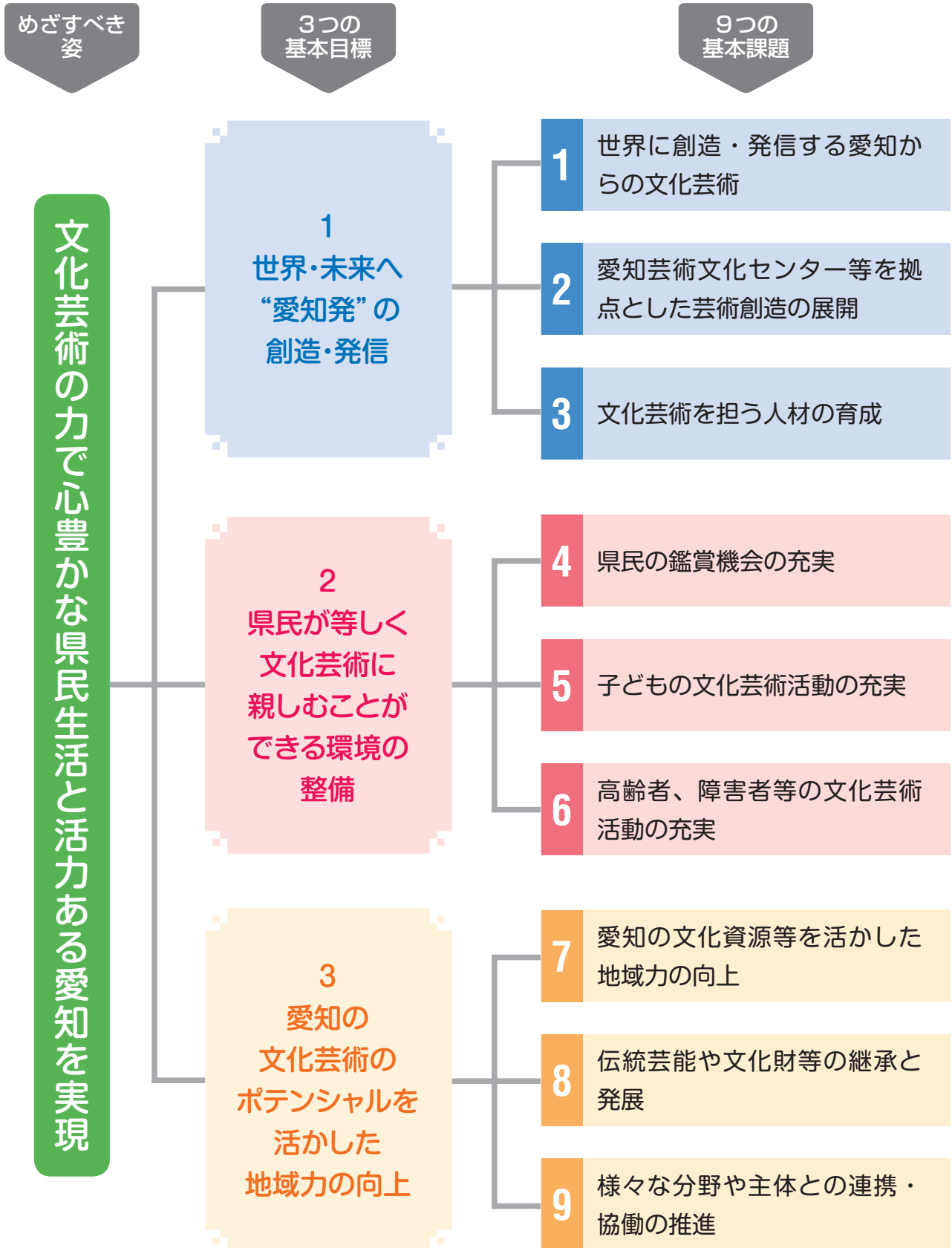
そこで、「愛知の文化芸術のポテンシャルを最大限に活かし、様々な分野と連携・協働することで、地域力の向上を図る」こととします。



第3章 施策の展開



1 施策の体系



2 9つの基本課題と個別取組

基本目標1 世界・未来へ“愛知発”の創造・発信

基本課題 (1) 世界に創造・発信する愛知からの文化芸術

現状と課題

- ・「推進方針」において、文化芸術政策全体を推進するための先導的役割を担う取組として位置付けた国際芸術祭「あいちトリエンナーレ」を、「新たな芸術の創造・発信により、世界の文化芸術の発展に貢献する」など3つの開催目的のもと、2010年以降、3年毎に継続的に開催しました。開催毎に新たな芸術監督を選任し、時代に沿ったテーマを掲げて開催した結果、国内最大級の国際芸術祭として毎回約60万人が来場し、現代美術と舞台芸術の複合的展開といった「愛知の特色」が専門家から高い評価を受けるなど、愛知から世界へ文化芸術を創造・発信する中心的な事業となりました。
- ・一方で、海外からの来場者は、開催後の来場者アンケートによれば、全体の1～2%程度と多くないことから、真の国際芸術祭となるためには、海外からの来場者を増加させるための取組が必要になります。
- ・また、文化芸術に関する地域間交流及び国際交流の推進を図るため、「あいちトリエンナーレ」の開催にあたっては、愛知芸術文化センター、県陶磁美術館、地元芸術系大学などとの連携強化を図りつつ、芸術関係者、県民、ボランティア、企業、市町村等と目標を共有し、その達成に向けて、幅広い協働をベースとした展開を図ることが重要になります。
- ・今後は、リニア中央新幹線開業やスポーツイベントの開催により、本県ではさらなる交流人口の拡大が見込まれます。世界における愛知のアイデンティティを強固にするために、文化芸術の発信力・訴求力を強化すると同時に、国際的なパートナーシップやネットワークの構築を推進する必要があります。

主な施策

①国際芸術祭「あいちトリエンナーレ」の開催

- ・これまで3回の開催実績を踏まえ、「現代美術」、「舞台芸術」、「ラーニング」を3つの大きな柱に、「現代美術と舞台芸術の複合的展開」、「まちなか展開」、「広域展開」といった、「愛知らしさ」として高い評価を受けている特色を活かした「あいちトリエンナーレ」を継続して開催していきます。
- ・愛知芸術文化センター等を拠点としながら、県民、ボランティア、企業、市町村等と幅広い連携・協働を図ります。
- ・ヴェネツィア・ビエンナーレを始め、世界の主要国際芸術祭の主催者等が参加する国際ビエンナーレ協会（IBA）^{*11}のネットワークや交流の場等を通じ、海外における「あいちトリエンナーレ」の周知を積極的に図ることにより、愛知から文化芸術を世界に発信できる国際芸術祭を目指します。

❖ 国際芸術祭「あいちトリエンナーレ2019」の開催概要 ❖

あいちトリエンナーレ2019 / Aichi Triennale 2019

- ・テーマ 情の時代 Taming Y/Our Passion
- ・開催期間 2019年8月1日(木)～10月14日(月・祝)[75日間]
- ・会場 愛知芸術文化センター、名古屋市美術館、名古屋市内のまちなか(四間道・円頓寺地区など)、豊田市(豊田市美術館及びまちなか)
- ・芸術監督 津田 大介(ジャーナリスト/メディア・アクティビスト)
- ・開催内容 [現代美術]国際現代美術展、映像プログラム
[舞台芸術]パフォーミングアーツ、音楽プログラム
[ラーニング]来場者が互いに学びあうためのプログラム、学び、創造性をより身近に楽しむことのできる体験型のプログラムなど
[事業連携]モバイル・トリエンナーレ、舞台芸術公募プログラム、地元芸術大学連携プロジェクトなど

❖ これまでの国際芸術祭「あいちトリエンナーレ」の開催概要 ❖

あいちトリエンナーレ2010 / Aichi Triennale 2010

- ・テーマ 都市の祝祭 Arts and Cities
- ・開催期間 2010年(平成22年)8月21日(土)～10月31日(日)[72日間]
- ・会場 愛知芸術文化センター、名古屋市美術館、長者町会場、納屋橋会場、名古屋城、オアシス21、中央広小路ビルなど
- ・来場者数 572,023人
- ・芸術監督 建畠 哲
- ・開催内容 [現代美術]国際現代美術展、企画コンペによる展覧会、映像プログラム
[舞台芸術]パフォーミングアーツ、プロデュースオペラ
[普及・教育]キッズトリエンナーレ、学校向け教育プログラム、学校へのアーティスト派遣事業
[地域との連携]「祝祭ウィーク」における地元文化芸術団体等との公募共催事業、芸術系大学等との連携、並行企画、パートナーシップ事業、ボランティア

〈あいちトリエンナーレ2010〉



草間 彌生《命の足跡》と名古屋テレビ塔、オアシス21

〈あいちトリエンナーレ2013〉



ヤノベケンジ《サン・チャイルド No.2》

あいちトリエンナーレ2013 / Aichi Triennale 2013

- ・テーマ 揺れる大地-われわれはどこに立っているのか:場所、記憶、そして復活
Awakening - Where Are We Standing? - Earth, Memory and Resurrection
- ・開催期間 2013年(平成25年)8月10日(土)～10月27日(日)[79日間]
- ・会場 [名古屋地区]愛知芸術文化センター、名古屋市美術館、長者町会場、納屋橋会場、中央広小路ビル、オアシス21、名古屋テレビ塔、若宮大通公園など
[岡崎地区]東岡崎駅会場、康生会場、松本町会場
- ・来場者数 626,842人
- ・芸術監督 五十嵐 太郎
- ・開催内容 [現代美術]国際現代美術展、企画コンペによる展示、映像プログラム、モバイル・トリエンナーレ
[舞台芸術]パフォーミングアーツ、プロデュースオペラ
[普及・教育]キッズトリエンナーレ、学校向けプログラム
[祝祭的展開・まちなか展開]祝祭ウィーク事業、大学連携プロジェクト、建築関連プロジェクト

あいちトリエンナーレ2016/Aichi Triennale 2016

- ・テーマ 虹のキャラヴァンサライ 創造する人間の旅
Homo Faber: A Rainbow Caravan
- ・開催期間 2016年(平成28年)8月11日(木・祝)～10月23日(日)[74日間]
- ・主な会場 愛知芸術文化センター、名古屋市美術館、名古屋市内のまちなか(長者町地区・栄会場・名古屋駅会場)、豊橋市内のまちなか(PLAT会場・水上ビル会場・豊橋駅前大通会場)、岡崎市内のまちなか(東岡崎駅会場・康生会場・六供会場)
- ・来場者数 601,635人
- ・芸術監督 港 千尋
- ・開催内容 [現代美術]国際現代美術展、映像プログラム
[舞台芸術]パフォーミングアーツ、プロデュースオペラ
[普及・教育]創作プログラム、鑑賞プログラム、レクチャープログラム、学校等団体向けプログラム
[事業連携]モバイル・トリエンナーレ、舞台芸術公募プログラム、芸術大学連携プロジェクト、特別連携事業、並行企画事業、パートナーシップ事業、ボランティア、市民団体等によるあいちトリエンナーレ2016連携事業など

〈あいちトリエンナーレ2016〉



ジェリー・グレッツィンガー 《ジェリーズマップ》1963-2016



大巻伸嗣《Echoes Infinity —永遠と一瞬》
作品内立ち入り解禁後の風景
愛知芸術文化センター 2016 photo: 河上 良

② 「あいち国際女性映画祭」の開催

- ・国内有数の国際映画祭である「あいち国際女性映画祭」については、これまでの蓄積を活かして、国内外に発信力のある魅力的な企画を盛り込み、開催します。

③ 国際的なパートナーシップやネットワークの構築

- ・国際芸術祭「あいちトリエンナーレ」の継続開催に取り組む中で、文化芸術に関わる様々な国際的なパートナーシップやネットワークを構築し、地球規模での交流・創造の展開や諸文化の多様な発展に積極的に貢献するよう努めます。
- ・舞台芸術においても、オペラ、音楽、ダンス、演劇等の国際的な舞台芸術見本市への参加や、海外のダンスカンパニーなど芸術団体の調査・研究・招へい等により、国際的なネットワークの強化を図ります。
- ・アジア太平洋地域にある総合芸術文化施設等で構成される「アジア太平洋パフォーミングアーツセンター連盟^{※12}」のネットワークを活用し、舞台芸術面での情報交換を行います。

※11 「国際ビエンナーレ協会 (IBA)」：2012年10月に韓国の光州市で開催された世界ビエンナーレフォーラムをきっかけに設立。ビエンナーレやトリエンナーレなど定期開催される国際展等の美術事業の企画やキュレーションに関わる組織、専門家、アーティスト、研究者、その他現代アート関係者を対象に、専門的な組織・情報の整備、調査及び交換を行うための場を提供するとともに、世界各地のビエンナーレ、トリエンナーレの横断的なネットワークを構築し、実務者間の交流を促進することを目的とする。「あいちトリエンナーレ」は2017年9月に加盟。

※12 「アジア太平洋パフォーミングアーツセンター連盟」：舞台芸術の拠点を担うアジア太平洋地域の主要な総合芸術文化施設で構成される連盟で、平成8年に発足し、20カ国79団体(平成30年3月末時点)で構成。

現状と課題

- ・愛知芸術文化センターは、美術館、芸術劇場及び図書館からなる国内有数の大規模な複合施設であり、本県文化芸術施策の中核的施設(文化芸術の拠点)として、愛知の文化芸術を世界へ向けて創造・発信してきました。
- ・平成26年度には指定管理者制度を導入し、芸術劇場館長の設置をはじめ、支配人及び舞台技術職員の配置やプロデュース機能の充実等により、利用者に対するサービスが向上し、また、より質の高い舞台芸術の創造・発信につながりました。
- ・現在、愛知芸術文化センターでは大規模な改修工事を進めており、愛知の文化芸術の拠点施設として、一層質の高い芸術創造活動のための環境を整備します。
- ・今後は、愛知芸術文化センターを拠点とした芸術創造機能を一段と強化し、質の高いオペラ、音楽、舞踊、演劇などの舞台芸術や美術展等を継続開催するとともに、複合機能を活かした分野横断的な芸術や、豊富な経験を活かした先端的な芸術を創造、展開していく必要があります。
- ・また、愛知芸術文化センターの拠点性や情報発信力を高めながら、企画・制作(プロデュース)機能を一層強化し、鑑賞者層の充実・拡大につなげていく必要があります。
- ・県図書館は、地域の課題解決や地域振興、横断的な情報提供、住民活動など、幅広い分野で「今日的な拠点図書館」としての機能を充実させる必要があります。
- ・県陶磁美術館は、陶磁史上において果たしてきた愛知の重要な役割を踏まえ、陶磁文化の普及に資することが求められます。そのため、多くの県民が陶磁に触れる機会の創出に取り組みます。
- ・さらに、施設の運営に関する工夫や見直しを行うと同時に、利用者の安心・安全及びサービス向上を図る必要があります。

主な施策

④愛知芸術文化センター

- ・本県における文化芸術施策を展開する拠点施設として、芸術創造・文化情報発信機能の強化や、多様な鑑賞機会及び文化芸術活動場所の提供を通じて、利用者サービス向上を図ります。
- ・国際芸術祭「あいちトリエンナーレ」を始め、愛知芸術文化センターの複合施設としての特徴を活かした分野横断的な取組を行っていきます。
- ・国際博物館会議(ICOM)^{*13}、全国美術館会議^{*14}、日本博物館協会^{*15}、愛知県博物館協会^{*16}、全国公立文化施設協会^{*17}、愛知県公立文化施設協議会^{*18}及び愛知図書館協会^{*19}を始めとした各種ネットワークを活用し、事業の共同開催、研修会の実施など、各文化施設との連携強化を図ります。
- ・「栄・都心部」に位置する愛知芸術文化センターの立地特性を活かし、近隣施設との連携を強化します。また、芸術を軸とした多様な交流・創造を持続的に展開する

など、中部圏の文化芸術環境に関する調査・研究も踏まえて、都市機能と一体となった芸術創造及び地域活性化に取り組みます。

- ・文化芸術を安心・安全に楽しむことができるよう、文化施設の危機管理体制を強化します。

■愛知芸術文化センターの組織

愛知芸術文化センター（栄施設）

- ・県美術館（→主な施策⑤）
- ・県芸術劇場（→主な施策⑥）
- ・県文化情報センター（→主な施策⑦）

愛知芸術文化センター（名城施設）

- ・県図書館（→主な施策⑧）

■愛知芸術文化センター（栄施設）の概要

- ・所在地 名古屋市東区東桜一丁目13番2号 平成4年10月30日開館
- ・施設 規模 地上12階地下5階建
構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
敷地面積 18,173㎡、建築面積 12,113㎡、延床面積 109,062㎡

■愛知芸術文化センター（名城施設）の概要

- ・所在地 名古屋市中区三の丸一丁目9番3号 平成3年4月20日開館
- ・施設 規模 地上5階地下2階建
構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
敷地面積 10,120㎡、建築面積 3,516㎡、延床面積 19,604㎡
蔵書能力 160万冊

施設名	利用時間	休館日(※祝日の場合はその翌日以降の最初の休日でない日が休館)	
美術館	全日(金曜除く) 10:00~18:00 金曜日 10:00~20:00	毎週月曜日 年末年始(12/28~1/3)	
芸術劇場	全日 9:00~22:00	毎月第一月曜日及び第三月曜日 年末年始(12/28~1/3)	
文化情報センター	アーツスペース	全日 9:00~21:00	毎週月曜日 年末年始(12/28~1/3)
	アーツライブラリー	平日 10:00~19:00 土、日、祝日 10:00~18:00	毎週月曜日及び毎月第三火曜日 年末年始(12/28~1/3) 整理期間(年間15日以内)
	アーツプラザ	平日 10:00~19:00 土、日、祝日 10:00~18:00	毎週月曜日 年末年始(12/28~1/3)
図書館	平日 10:00~20:00 (児童図書室、視覚障害者資料室10:00~18:00) 土、日、祝日 10:00~18:00	毎週月曜日及び毎月第二木曜日 年末年始(12/28~1/4) 整理期間(年間15日以内)	

●目的

本県芸術文化の振興拠点として、県民が楽しく、身近に芸術文化に触れていただけるよう、複合施設である特性を活かし、それぞれの部門が創意と工夫を凝らした事業を実施するとともに、相互に連携を図った芸術文化活動を展開していきます。



愛知芸術文化センター栄施設（外観）

⑤県美術館

- ・ 様々な時代や地域にわたる多彩なテーマの企画展を、年4回程度開催します。
- ・ コレクション展では、約8,000件の所蔵品の中から、年4～5回程度大幅な展示替えを行い、コレクションの多様な側面を紹介します。
- ・ 国内で例のない、先端的な映像表現のオリジナル映像を制作するとともに、実験的な映像表現を映像プログラムで紹介します。
- ・ 「移動美術館*²⁰」や「サテライト展示*²¹」など、館外でのコレクションの公開にも積極的に取り組み、誰もが美術作品を楽しめるよう、幅広い教育普及活動を展開します。
- ・ 収集方針に基づいた継続的な収集を進めるとともに、コレクションの保存にも注力し、貴重な作品を将来に伝えていきます。
- ・ コレクションを中心に、作品に関する調査研究を行い、その成果を展示や出版物等で公開します。
- ・ ギャラリーでは、全国的な公募展や地域の人々の団体展など、作品発表の場を提供します。

■県美術館

1 概要

県美術館は、人々が美術に対して抱く多様な関心と欲求に添っていくことを目指しています。そのため、収集したコレクションや企画展を通じて、美術の歴史的な展開を紹介すると同時に、今日の新しい美術の動きも積極的に紹介しています。また、さまざまなジャンルの作品制作に取り組む地域の団体等の方々に、ギャラリーの展示室を提供しています。

2 事業の内容

(1) 収集・保存

現在、所蔵作品は約8,000件を数えます。美術館活動の根幹は、優れたコレクションを形成しそれを保存し展示公開していくことにあり、美術館の基本的な性格は、そのコレクションによって形づくられるといわれます。県美術館では、

- (1) 20世紀の優れた国内外の作品及び20世紀の美術動向を理解する上で役立つ作品
- (2) 現在を刻印するにふさわしい作品
- (3) 愛知県としての位置をふまえた特色あるコレクションを形成する作品
- (4) 以上の作品・作家を理解する上で役立つ資料

を収集方針として掲げ、今後とも優れた作品の収集を進めていきます。

所蔵作品には、工芸の近代化に功績を残した藤井達吉氏から寄贈された、自作など約1,500件の「藤井達吉コレクション」と、収集家木村定三氏とそのご遺族から寄贈された、重要文化財も擁する美術品約3,300件の「木村定三コレクション」も含まれています。また近年は、篤志家から収集のための高額の寄附金や寄贈も寄せられています。

美術品の保管には、良好な保存環境の確保に必要な設備をもつ収蔵庫等を設け、保存の専門学芸員を配するなど十分な配慮を払っています。

(2) コレクション展

収集方針に則った20世紀以降の美術を基本テーマとし、これにさまざまな特集展示を加えて、多様な展開を見せる国内外の美術動向をとらえ、来館者がより質の高い感動を享受できるように、幅広く体系的に公開しています。

なお、展示室内には作品鑑賞に役立つ各種印刷物を常備しており、ロビーには映像作品及び鑑賞の手引きとなるビデオ番組の視聴や、小・中学生のグループ等への教育普及に用いるスペースがあります。

(3) 企画展

美術の幅広い領域に目を向け、歴史に残る重要な美術動向や、優れた芸術家の回顧から、最先端の美術表現の紹介まで、美術の持つ多様な姿とそれぞれの特質を、自主企画や他館との連携による共同企画などによって開催しています。

(4) 普及・教育

企画展やコレクション展での講演会やギャラリートーク、学校の教師を対象とした鑑賞学習交流会のほか、WEBページを活用した美術情報の提供、子どもを対象にした鑑賞会や視覚に障害のある人を対象にした鑑賞会などを行っています。

また、県内市町村に出向いて美術を語る出前講座を「県政お届け講座」等を通じて行っています。

(5) 映像

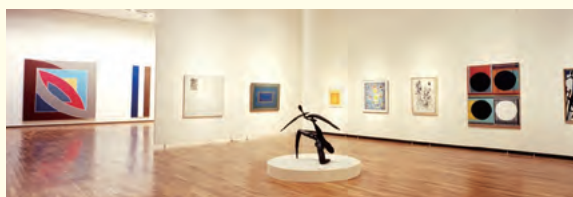
1920年代に起こったアヴァンギャルド映画を源流とする、映像表現の可能性を拡張するような実験的な動向に着目し、上映会の開催やオリジナル映像作品制作などの事業を行っています。

(6) ギャラリー

8階のギャラリー展示室(10室、約3,000㎡)は、全国規模の美術団体主催の巡回展、地域の団体やグループの展覧会、県内の芸術系大学や高校などの卒業制作展の会場として利用されています。



県美術館 (入口)



コレクション展示室

⑥ 県芸術劇場

- ・ 県民の舞台芸術創造活動を促進するため、貸館業務のサービス向上に努めます。
- ・ 大規模なオペラやダンスの上演が可能な大ホール、日本最大級のオルガンと優れた音響効果を有するクラシック専用のコンサートホール、実験小劇場と位置付けられ、形式にとらわれない様々な空間を提供できる小ホールといった3つのタイプのホールを活かし、本格的なオペラ公演の実施や世界トップレベルの海外ダンスカンパニー等の招へい、オルガンコンサートの定期的な実施、発信力のある舞台芸術作品のプロデュース・創作初演など、質の高い芸術公演の場を提供し、全国、世界における音楽、舞台芸術の発信拠点としての機能の強化に取り組みます。
- ・ 施設の特性を存分に発揮するオペラやオルガンコンサートなどの公演と、コンテンポラリーダンス^{※22}や現代音楽などの先端的・実験的な事業をバランスよく取り入れ、より質の高い発信力のある舞台芸術公演を実施します。
- ・ 時期・ターゲット・志向に合わせて、会場・ジャンル・手法を組み合わせ、上質な舞台芸術作品を提供するプログラムのほか、先端的・実験的な作品への取組や、家族で楽しめる催しが充実したプログラムなどを立体的に事業展開することで、多種多様な

芸術創造機能を強化します。

- ・国内外の主要劇場、芸術系大学、アーティスト等とのネットワークを活かし、地域の芸術機関のハブ的な役割を果たします。
- ・（公財）愛知県文化振興事業団が平成30年度から採択された文化庁「劇場・音楽堂等機能強化総合支援事業」*23を活用し、創造発信力の強化、専門人材の養成、普及教育事業の実施など、地域文化の向上に資する各種の取組を、計画的かつ安定的に実施します。

■県芸術劇場

1 概要

県芸術劇場は、本格的なオペラ上演が可能な機能を備えた大ホール、優れた音響効果と親しみやすい雰囲気具备、音楽をより美しく豊かに堪能できるコンサートホール、自由で形式にとらわれない実験的・創造的舞台芸術に対応できる小ホールの3つの専用ホールと、2つのリハーサル室から構成されています。性格の異なる3つの専用ホールは、それぞれ高いレベルの機能を有し、すべてのジャンルにおける高度・専門的要求にも応えられ、高水準の芸術公演が可能です。

平成26年4月からは、指定管理者制度により、公益財団法人愛知県文化振興事業団が運営しています。同事業団は、劇場運営にあたっては、各ホールの利用許可や打ち合わせ、技術面・安全面でのサポートを行うとともに、県民が質の高い舞台芸術公演を鑑賞する機会や創造する場を提供しています。また、自主事業においては、各ホールの特性を活かし、多彩で質の高い舞台芸術公演を提供するとともに、各種の媒体や仕組みの特性を生かし、劇場主催公演をはじめとした各イベントの情報を分かりやすくタイムリーに提供しています。加えて、舞台芸術に関わる人材養成事業や普及啓発事業を行うとともに、施設の適切な維持管理に努めています。

2 事業の内容

(1) 各ホール・リハーサル室の特徴

ア 大ホール

欧米の伝統的なオペラ劇場の雰囲気を持つ馬蹄型のホールです。

本格的なオペラが上演できるスケールの大きな舞台機構を備え、バレエ、ミュージカル、演劇、歌舞伎、日本舞踊、邦楽など、あらゆる舞台芸術が上演できる劇場です。

イ コンサートホール

コンサートホールは、クラシックを中心とする音楽専用ホールです。

演奏する人、聴く人の気持ちが一いつに溶けあうような、親近感のあるあたたかな空間づくりと、あくまでも“生音の演奏を聴く”という考え方を設計の基本にしています。

また、ステージの正面には、古典から現代音楽まで幅広く対応できる国内最高水準のオルガンを設置しております。

ウ 小ホール

小ホールは、舞台芸術の新しい可能性に挑戦できる実験小劇場として設計されています。

演劇、舞踊、音楽、パフォーマンスなど、ジャンルにとらわれない自由で創造的な表現の場として、プロ、アマチュアを問わずご利用いただけます。

エ リハーサル室

本番の臨場感や集中力など、舞台の雰囲気にできるだけ近い条件で稽古に臨んでいただくため、内装や音響効果を十分に配慮したリハーサル室です。

演劇やバレエなど舞台芸術用の大リハーサル室と、音楽用の中リハーサル室があります。

(2) 自主事業等の実施

ア 公演事業

(ア) ファミリー・プログラム

夏休みを中心に開催する、家族のためのフェスティバルです。子どもから大人まで世代を越えて、舞台芸術の持つ様々な魅力を楽しめるプログラムを実施し、劇場全体を楽しくにぎやかな場所にします。

(イ) 愛知芸文フェス

愛知芸術文化センターの開館記念日(10月30日)を中心に、海外アーティストの作品も含め、多彩なジャンルの作品を楽しむことができるフェスティバルです。質の高い舞台芸術公演等を集中的に実施します。

(ウ) ミニセレ

現代音楽、コンテンポラリーダンス、演劇など、様々な領域の同時代の作品を上演します。小ホールの特徴を活かして先駆的・実験的な作品を上演することで、新しい芸術の可能性や劇場ファン層をさらに広げます。

(エ) その他の公演

愛知県芸術劇場ならではのコンテンポラリーダンス公演やオペラ公演、オーケストラやオルガンのコンサート等を実施するほか、他劇場との連携による公演を実施します。

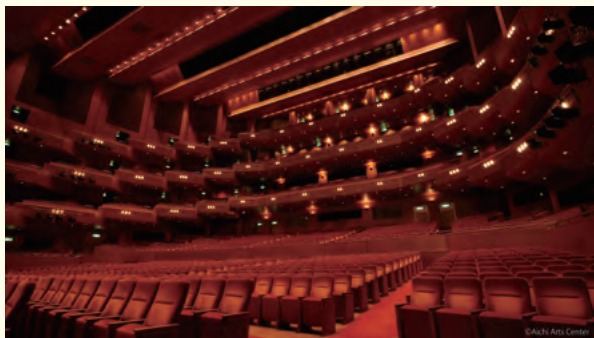
イ 人材養成事業

若手芸術家や文化芸術団体等に活動発表の場を提供するほか、地域の劇場や大学等と連携して、インターンシップから専門職員のスキルアップまで、様々なニーズに応えられるプログラムを実施し、舞台芸術を担う人材を養成します。

ウ 普及啓発事業

次代を担う子どもたちに、舞台芸術の魅力や劇場の楽しさに触れてもらう取り組みとして、県内の市町村劇場等と連携して地域の将来を担う子どもたちを劇場に招待し、質の高い舞台芸術の体験機会の拡大・充実を図る「劇場と子ども7万人プロジェクト※」を推進するとともに、ワークショップや劇場見学など、子どもたちの成長ステージに合わせた様々なプログラムを実施します。

※「劇場と子ども7万人プロジェクト」：愛知県内には、小・中学生が1学年に約7万人いる。これらの児童・生徒を市町村劇場と連携して劇場に招待し、良質な舞台芸術の体験の機会を提供するプロジェクト。



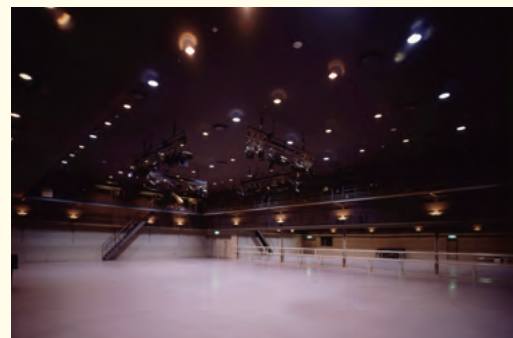
大ホール



小ホール



コンサートホール



大リハーサル室

⑦県文化情報センター

- ・アートプラザにおいて、催事資料等を幅広く収集、提供します。
- ・アートライブラリーでは、文化芸術関係の専門図書等（図書、楽譜等の図書資料、CD等の録音資料、ビデオ等の録画資料）を収集・整理し、芸術資料に関するレファレンスサービス*24を行うことにより、文化芸術に関する各種の調査研究を支援します。
- ・アートスペースでは、講演会や映画上映、美術作品等の展示など、地域の人々に作品発表等の場を提供します。

■県文化情報センター

1 概要

愛知県文化情報センターは、芸術文化全般における普及や活動の支援の場として設けられ、アートプラザ、アートライブラリー、アートスペースで構成されています。

2 事業の内容

(1) アートプラザの運営

アートプラザでは、美術、音楽、舞踊、演劇などの多様な芸術文化情報を収集し、多くの人が気軽に訪れ、多様な芸術活動に親しむための愛知芸術文化センターの窓口として、また、芸術文化の情報発信拠点として、多面的なサービス活動を行っています。

(2) アートライブラリーの運営

アートライブラリーは、国内外の芸術に関する資料を収集し、公開している専門図書館です。美術・音楽・演劇・舞踊などに関する図書や、展覧会カタログ、楽譜などの文献資料のほか、クラシック音楽を中心としたCD、美術・音楽・オペラ・演劇・舞踊などに関するDVD・LD・ビデオなど約14万点を所蔵しています。

また、CD・レコードをゆっくり楽しむことのできるオーディオコーナー、DVD・ビデオを鑑賞できるビデオコーナーを運営しています。

(3) アートスペース（催事室）の利用

アートスペースは、様々な用途に利用可能なA室からH室及びX室の9室からなっています。A室は、同時通訳室5室と、映画上映が可能なシステムを備えています。また、G室、H室、X室は、美術作品等の展示ギャラリーとして利用可能なスペースとなっています。

(4) 芸術文化情報システムの運営

愛知芸術文化センターでは、ICT（情報通信技術）を利活用し、施設・催事情報を提供するとともに、本物の作品や実演の鑑賞以外でも様々な形で優れた美術、音楽、舞台芸術等を楽しんでいただけるよう「芸術文化情報システム」を導入しています。



アートライブラリー

⑧県図書館

- ・「県民に開かれた図書館」として、県民の誰もが質の高い図書館サービスを楽しむことができるよう努めます。
- ・「資料情報センターとしての図書館」として、市町村立図書館の蔵書を補完する役割を果たし、県図書館ならではの専門的な資料や研究書等を中心に充実した蔵書と質の高いレファレンスサービス等により、県内の拠点図書館としての役割を果たします。
- ・「県内市町村立図書館へのバックアップを行う図書館」として、市町村立図書館や公民館図書室がより質の高い図書館サービスを提供できるよう、情報提供や人材育成などの支援をします。
- ・生涯学習の拠点、資料・情報提供施設の中核として、県内外の公立図書館をはじめ、大学図書館、学校図書館、専門図書館、博物館、公民館、行政機関、民間の様々な団体等の連携・協力を図ります。
- ・エントランスを展示やセミナーなどのイベント会場やグループで学習できる場として整備し、楽しく活気のあるスペースを提供します。
- ・閲覧スペースなどの館内環境を整え、建物周辺的环境整備にも配慮して、人が集まりやすい魅力ある施設づくりに努めるとともに、来館者が安心して利用することができるよう、施設の点検、修理、修繕を計画的に行います。

■県図書館

1 概要

愛知芸術文化センターの一翼を担う図書館として、以下の役割を持った国際化、情報化時代に対応する図書館を目指します。

- 県民に開かれた図書館
- 資料情報センターとしての図書館
- 県内の市町村立図書館へのバックアップを行う図書館

2 事業の内容

(1) 蔵書

約126万冊 内訳(和書約105万冊、洋書約9万冊、製本雑誌・新聞約11万冊、貸出文庫約3千冊、その他 加除法規、点字図書など)

(2) 来館者へのサービス

ア 大規模な開架閲覧方式

1階から4階まで約40万冊を主題(テーマ)別に並べ、利用者が直接手にとって選ぶことができます。

イ 個人館外貸出

図書6冊22日以内、視聴覚資料3点22日以内

ウ レファレンスサービス

司書による資料の所蔵調査、参考図書を利用して調査補助、特定主題に関する資料の紹介などを行います。

エ 児童サービス

乳幼児から小学生と子育て世代へ図書館サービスを行う児童室を置き、関連図書の企画展示、お話し会などを行っています。

オ 障害者サービス

視覚障害者を対象に図書館サービスを視覚障害者資料室に置き、対面朗読サービス、録音図書・点字図書の貸出を行っています。

また、心身の障害等で来館が困難な方へ郵送による資料の貸出しを行っています。

カ 視聴覚資料のサービス

CD、DVDなどの視聴覚資料を資料価値の高い資料を中心に収集・貸出しており、CDは市町村立図書館を通じた貸出も行っています。

キ 地域資料の収集・提供サービス

愛知県の人・事物について書かれた資料、県内行政刊行物、その他愛知県に関する資料はできる限り収集し、提供しています。また、順次デジタル化を進め、WEBページを通じて画像情報を提供しています。

ク 自主企画事業の実施

読書に対する関心を高めるため、所蔵資料展等の企画展示事業や講演会、セミナーなど自主企画事業を実施しています。

ケ 商用データベース等閲覧用パソコンの設置

新聞データベースなど商用データベース利用の専用パソコン、国立国会図書館デジタルコレクション閲覧用パソコンを設置しています。

(3) 市町村図書館等を通じたサービス及び市町村立図書館等への支援

ア 市町村立図書館への資料貸出等の支援

県域の拠点図書館として図書館活動を支援するため、資料の市町村立図書館への貸出、図書館間の相互貸借を搬送体制の構築により、支援しています。また、県域を越え、東海北陸6県の搬送体制を構築し、県立及び市町村立図書館間の相互貸借についても同様に支えています。

イ 図書館未設置町村への支援

図書館未設置の4町村の6施設に対し図書等を貸出しています。1年間貸出の基本図書(500冊)、3か月間貸出の流通図書(80冊)の2種類を組み合わせ提供しています。

ウ 図書館職員向け研修の実施

県内の市町村立図書館等の職員のスキルアップを図るため、県図書館、図書館関係団体(愛知図書館協会及び愛知県公立図書館長協議会)が研修事業を実施しています。

エ 遠隔地返却制度

県図書館で借りた資料を地元の図書館で返却できる遠隔地返却制度を、平成24年度から実施しています。対象自治体は、東三河全域、西三河の一部、知多地区の一部の21市町村です。

オ あいちラストワン・プロジェクトの推進

県内で1図書館のみが所蔵する希少資料(ラストワン)を将来にわたって確実に保存し、利用できるよう県内市町村立図書館と協同して取り組んでいます。平成29年3月末時点で累計1,914冊の希少資料が愛知県図書館に移管されました。



県図書館(外観)



おはなし会

⑨県陶磁美術館

- ・美術的・歴史的・産業的に貴重な陶磁資料の保存を図るとともに、陶磁文化の普及・向上に寄与するため、陶磁器及び陶磁器に関する資料の収集、保存、展示及び調査研究並びに県民に陶芸教室及び陶芸展示室の利用・提供を行ってまいります。
- ・県陶磁美術館の集客力を高め、県民に親しまれ賑わいのある施設とするための方策を検討します。
- ・県立芸術大学や県立大学等と連携強化を図り、所蔵品を活用した講義支援等を行ってまいります。
- ・県陶磁美術館、県立芸術大学、愛・地球博記念公園等の連携可能性を検討し、県民参加型の文化芸術活動の展開等に取り組みます。
- ・県内の美術館や博物館を始め公共施設等をサテライト展示場として利用するなど、県陶磁美術館の所蔵作品の有効活用を図ります。
- ・愛知県博物館協会、陶磁ネットワーク会議^{*25}を始めとした各種ネットワークを活用し、各文化施設との連携強化を図ります。

■県陶磁美術館の施設概要

- ・所在地 瀬戸市南山口町234番地 昭和53年6月1日開館
- ・敷地面積 280,480.47㎡
- ・建物延床面積 20,968.60㎡
- ・開館時間 9時30分～16時30分（ただし7/1～9/30は9時30分～17時）
入館は閉館の30分前まで
- ・休館日 毎週月曜日（月曜が休日の場合はその直後の平日）及び12月28日～1月4日

本館	常設展示、特別企画展、企画展
南館	愛知のやきもの、愛知の陶芸史を常設展示
西館	民俗文化財である陶磁のこま犬を常設展示
陶芸館	作陶、絵付け、陶芸教室
古窯館	平安・鎌倉時代の古窯5基の保存展示
茶室	陶芸作家の茶碗での喫茶を提供

●目的

陶磁文化の普及と発展を図るため、美術的・歴史的・産業的に貴重な陶磁資料を収集・保存・展示するとともに、陶芸実習施設である陶芸館や、茶室、古窯館などを設置して、県民に陶磁文化に触れる機会を提供します。



県陶磁美術館（本館外観）

■県陶磁美術館の事業の内容

1 展示事業

陶磁文化の普及・向上のため、各種の展示活動を実施しています。

本館では美術的、歴史的陶磁資料を中心に、古代から現代までの日本及び世界の陶磁の常設展示を開催しています。さらに、特別企画展や企画展では、さまざまなテーマによって、東海地方をはじめとする日本各地や外国の陶磁、さらに現代陶芸を含む幅広い分野の陶磁作品を紹介しています。

南館では「愛知のやきもの」をテーマに、現在の瀬戸・常滑・名古屋周辺・高浜周辺をとりあげ、愛知の陶磁史も併せて紹介しています。

西館では、郷土の民俗文化財である陶磁のこま犬を常設展示しています。

古窯館では、実際に発掘された古窯を保存・展示しています。

2 資料収集

現在、収蔵資料は約8,000件（うち重要文化財3件）を数えます。日本陶磁史の全体像を系統的に理解できるよう、全国の主要な窯業地の陶磁作品、海外の代表的な窯業地の陶磁作品、国内外の現代陶芸、陶磁器産業資料及び窯業関連資料の収集を図ることを基本方針としています。

3 調査研究

学会への参加・研究発表を行い、国内外の美術館、博物館、研究機関と交流しています。

4 教育普及事業

陶磁文化の普及・向上を目指し、展覧会の理解をより深めるための講演会、シンポジウム、ギャラリートークや各種教育講座を開催しています。また、小中学校の学校利用や学校出前講座、小中学校教員向け陶磁講座、大学等パートナーシップ事業など学校教育との連携事業や子ども向けプログラムに取り組んでいます。

館の活動を紹介するため、陶磁美術館案内パンフレットや展示案内チラシなどの作成・配布、図録の作成などの広報活動を行っています。

5 陶芸館事業

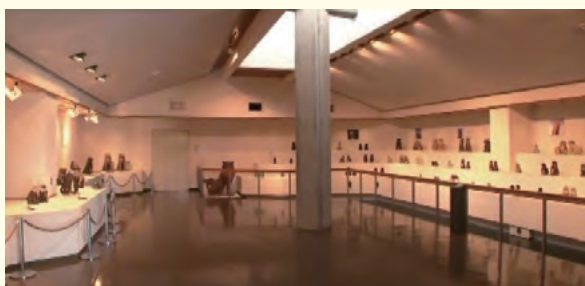
陶芸館では陶磁文化の普及・向上のため、陶芸実習の希望者に対し陶芸指導を行うとともに、講師の指導による陶芸教室や古窯焼成などを開催しています。



本館（常設展示）



南館（常設展示）



西館（こま犬常設展示）



陶芸館（作陶風景）

-
- ※13 **「国際博物館会議（ICOM）」**：1946年に創設された国際的な非政府機関。世界136カ国（地域を含む）から約3万5千人の博物館専門家が参加している。地球規模で博物館と博物館専門家を代表する団体として、UNESCOと協力関係を保ち、国連では経済社会理事会の諮問資格を有している。
 - ※14 **「全国美術館会議」**：日本の美術館がともに考え、ともに行動することを目指して、1952年に設立された。美術館の使命を実現する活動を支援するため、美術館相互の連絡及び提携を図ることを目的とする。正会員：386館（国立9館、公立242館、私立135館）、個人会員：6名、賛助会員：53団体で構成されている。（2017年5月25日現在）
 - ※15 **「日本博物館協会」**：公益財団法人日本博物館協会は、博物館に関する諸事業の実施を通じて、博物館の健全な発達を図り、社会教育の進展に資するとともに、我が国の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的として活動している。
 - ※16 **「愛知県博物館協会」**：博物館相互の連絡と事業の振興を図ることを目的に、昭和39年1月に11館で発足。現在は、博物館、資料館、美術館、動植物園、水族館、科学館、城などの117館（平成29年4月現在）が加盟。
 - ※17 **「全国公立文化施設協会」**：全国の劇場、音楽堂等の文化施設が連絡提携のもとに、地域文化の振興と地域社会の活性化を図り、わが国の芸術文化の発展と心豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。正会員には平成30年2月15日現在、全国の国立、公立等の文化施設1,298施設が加入している。
 - ※18 **「愛知県公立文化施設協議会」**：県内の公立文化施設の連絡提携のもとに、地域文化の振興を図り、芸術文化の発展に寄与することを目的とし、48団体（平成30年3月末現在）が加盟。
 - ※19 **「愛知図書館協会」**：図書館事業の進歩発展を図り、教育と文化の振興に寄与することを目的に設立。読書運動の推進、会報の発行、研修事業の実施を主な活動とする。
 - ※20 **「移動美術館」**：県美術館と県陶磁美術館及び開催館、開催自治体が主催者となり、県内市町村の施設で両美術館のコレクション（所蔵作品）を展示する展覧会。
 - ※21 **「サテライト展示」**：県内の美術館・博物館等が主催となり、県美術館のコレクションを活用して、主催館の常設展や小規模企画展の一部あるいは全体を構成するもの。
 - ※22 **「コンテンポラリーダンス」**：1980年代から広く使われるようになった語で、字義的には現代の舞踊すべてを指すが、一般には、バレエ、フラメンコ、ジャズダンスといった既成のジャンルに属さないものを指す。日本では、モダン・ダンスを中心とする現代舞踊協会に所属しないアーティストたちのダンスをコンテンポラリー・ダンスと呼ぶことが多い。
 - ※23 **「劇場・音楽堂等機能強化総合支援事業」**：日本を代表する牽引力のあるトップレベルの劇場・音楽堂等が行う事業を総合的に支援する文化庁の助成制度。採択期間は5年間。平成30年度対象施設は16施設。
 - ※24 **「レファレンスサービス」**：利用者が学習・調査・研究等を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、職員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索、提供、回答すること。
 - ※25 **「陶磁ネットワーク会議」**：やきものの産地に所在する公立の陶磁専門館の相互連携、情報共有を目的に、平成20年に8館（愛知県陶磁美術館、茨城県陶芸美術館、岐阜県現代陶芸美術館、佐賀県立九州陶磁文化館、滋賀県立陶芸の森、兵庫陶芸美術館、福井県陶芸館、山口県立萩美術館・浦上記念館）が加盟して設立。

基本課題 (3) 文化芸術を担う人材の育成

現状と課題

- ・ これまでも、文化芸術を担い支える人づくりの観点から、若手芸術家の作品展示や発表の場の提供等を行ってきましたが、少子高齢化が加速する中、文化芸術の分野においても、担い手不足や後継者不足が進んでいます。
- ・ 将来の文化芸術を担っていく若手芸術家の育成は、愛知の文化芸術の魅力を高めていくためにも非常に重要であり、若手芸術家が、愛知芸術文化センター等を拠点として交流し、活動発表するための場づくりを進めるとともに、国際的に飛躍・発展していくための機会の拡大などに取り組んでいく必要があります。
- ・ また、県内の芸術系大学における人材育成や芸術の発信に積極的に取り組むことが重要であり、県立芸術大学においては、地域や社会のニーズを的確に把握し、様々な連携を図りながら、地域の文化芸術振興に貢献できる人材の育成や、芸術の発信を行っていく必要があります。
- ・ さらに、文化芸術の担い手と支え手をつなぐ視点を持つ人材や、伝統的な芸能・工芸等を担う人材の育成に取り組む必要があります。

主な施策

⑩新進芸術家の活動発表・交流の場づくり

- ・ 将来、全国や世界で活躍する芸術家をここ愛知から輩出することを目指し、国際芸術祭「あいちトリエンナーレ」を始め、愛知芸術文化センターや県陶磁美術館において、新しいアートを創造する斬新な企画を実現・発表する場を提供することにより、若手芸術家の育成を支援していきます。
- ・ 愛知芸術文化センターやまちなかのオープンスペース等を活用して若手アーティストの活動発表の場を提供するなどして、芸術活動を活かした交流の場づくりを進めます。
- ・ 国際芸術祭「あいちトリエンナーレ」の取組の一環として、地元の芸術系大学等との連携を強化し、展覧会を始めとした大学の研究成果の社会還元促進に取り組んでいきます。
- ・ 県芸術劇場において、コンテンポラリーダンス、音楽パフォーマンス、オルガンコンサート、演劇などの若手芸術家に発表の場や創作の場を提供することにより、若手芸術家の発掘、育成を推進します。

⑪世界へ躍進していくための環境づくり

- ・ 愛知県芸術文化選奨の「文化賞」により、本県の芸術文化の向上に貢献し、その業績が顕著な個人・団体を表彰します。
- ・ 愛知県芸術文化選奨の「文化新人賞」により、芸術文化の各分野における一層の向上と、本県の芸術文化の向上に将来にわたって貢献することが期待できる個

人・団体を表彰します。

- ・文化庁等が実施する新進芸術家の研修事業の周知や希望者の推薦を行うなど、海外留学や国内研修への参加を支援します。

⑫ 県立芸術大学における人材育成及び芸術の発信

- ・世界に通用する芸術家の育成を目指し、海外協定校との交流など国際的な教育・研究活動を推進します。
- ・病院アウトリーチ・プロジェクトを始めとしたアウトリーチ活動への参加など実践的教育を通じ、自立した芸術家を育成します。
- ・質の高い研究を活かし、文化財の保存修復など他団体等からの受託事業・受託研究等を推進します。
- ・自治体、産業界等との連携を積極的に推進し、地域文化を担う人材の育成、地域の芸術文化の発展に貢献します。
- ・「あいちトリエンナーレ」との連携など、県の施策に積極的に参画するとともに、県美術館や（公財）愛知県文化振興事業団等との共同した取組を推進し、地域の芸術文化の発展に貢献します。
- ・オペラ、演奏会、展覧会、公開講座などを実施し、県民が芸術に親しむ機会を創出します。
- ・デザイン分野における、近年の多様なメディアの出現によるデザイン環境の変革に対応するため、新校舎（新デザイン棟）を建設し、教育・研究環境の充実を図ります。

■ 県立芸術大学

1 目的（理念）

- ・学部から大学院までを視野に入れた一貫した教育研究体制の充実を図り、芸術家、研究者、教育者など芸術文化にたずさわる優れた人材の育成を目指します。
- ・国際的な視野を持った高度な芸術教育を実践することにより世界に通用する優れた人材を育成し、国際的な芸術文化の創造・発信拠点となることを目指します。
- ・教育・産業・生活文化など様々な分野で本学の持つ芸術資源を有効に活用し、地域社会と連携して、愛知県の芸術文化の発展に貢献することを目指します。



県立芸術大学（講義棟外観）



授業の様子 1

2 大学の概要

(1) 所在地

長久手市 やぎこ 岩作 さがみね 三ヶ峯1-114

(2) 学部等の構成

ア 学部

(ア) 美術学部…美術科 (日本画専攻・油画専攻・彫刻専攻・芸術学専攻)
デザイン・工芸科 (デザイン専攻・陶磁専攻)

(イ) 音楽学部…音楽科 作曲専攻 (作曲コース・音楽学コース)
声楽専攻

器楽専攻 (ピアノコース・弦楽器コース・管打楽器コース)

イ 研究科

(ア) 美術研究科 (美術専攻)

(イ) 音楽研究科 (音楽専攻)

ウ 全学教育研究組織

(ア) 芸術教育・学生支援センター

(イ) 芸術創造センター

(ウ) 芸術情報センター

(エ) 芸術資料館

(オ) 文化財保存修復研究所



授業の様子 2

(3) 収容定員

区 分		収容定員	
学 部	美 術 学 部	380人	
	音 楽 学 部	400人	
	計	780人	
大学院	美 術 研 究 科	博 士 前 期	80人
		博 士 後 期	15人
	音 楽 研 究 科	博 士 前 期	60人
		博 士 後 期	9人
	計	164人	
総 計	944人		

<平成30年4月1日時点>

⑬アートマネジメントに関する人材の育成

- ・ 県芸術劇場において、文化芸術の担い手と支え手をつなぐ視点を持ったアートマネジメントに関する専門的人材や、劇場運営、舞台技術の人材育成のため、実践的な研修を行います。
- ・ 県図書館では、文学、民俗芸能、伝統工芸等の文化芸術活動を支える専門性の高い司書を育成するため、研修を行います。

- ・ 県芸術劇場、県陶磁美術館では、学生のインターンシップ**26を積極的に受け入れ、文化芸術に携わる人材育成を支援します。
- ・ 県美術館では、学芸員資格取得のための博物館実習生を大学から受入れ、最新の美術館の状況を踏まえた実践的な研修を行います。

⑭伝統的な芸能・工芸等を担う人材の育成

- ・ 地域の民俗芸能の担い手を育てるため、子どもたちが、地元の民俗芸能保存団体と交流できる環境を整え、自ら旗振り役として活躍できる子どもたちを育てます。(⑰-6、⑳-4に再掲)
- ・ 愛知県に古くから伝承する指定文化財等を保存伝承するための後継者育成を目的に実施する研修・講習等の事業に対し支援を行います。

.....
※26「インターンシップ」：学生がインターン（実習生）として一定期間、企業等で実際の仕事を体験する制度。就業体験。

基本課題(4) 県民の鑑賞機会の充実

現状と課題

- ・ これまでも、実演家団体との連携事業や、車椅子席や家族鑑賞室の確保等による鑑賞機会の充実を図ってきましたが、県民がその年齢、障害の有無、経済的な状況や居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞、参加、創造することができる環境を整備することは、県の役割として重要です。
- ・ また、県民が文化芸術を創造し、享受することができるようにするとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、県民の文化芸術に対する関心及び理解を深めることが重要です。
- ・ そのためには、芸術の支え手である鑑賞者を育てるという観点から、県民の幅広い層における文化芸術の鑑賞機会の充実・拡大の取組を促進し、鑑賞者層の拡大と鑑賞力の向上を図る必要があります。
- ・ さらに、普段、文化芸術に触れる機会の少ない人や会場に来られない人々に対し、質の高い文化芸術を体験してもらうための普及啓発活動を実施するなどして、文化芸術の享受層を拡大していく必要があります。

主な施策

⑮文化芸術に関する施設の充実

- ・ 愛知芸術文化センター、県陶磁美術館等において、質の高い施設の整備、サービスの提供を行います。
- ・ 県民の誰もが、文化芸術に気軽に参加、鑑賞できるよう、車椅子スペースの確保、視覚障害者や聴覚障害者のための解説の実施、託児室や家族鑑賞室の設営など、公演、展示等で利用者への配慮を推進します。
- ・ 高齢者、障害者が文化芸術に触れる機会を充実させるため、文化施設のバリアフリー化及びバリアフリー情報保障に努めます。

⑯鑑賞等の支援

- ・ 県美術館や県陶磁美術館において、点訳や美術ガイドボランティアグループとも連携しながら、視覚障害者が気軽に美術鑑賞できるプログラムの実施と一層の充実に努めます。(22-4に再掲)
- ・ 県芸術劇場において、公演によっては、若者を対象に一般より安価な料金を設定したり、当日限定で安価にて提供する取組を実施します。
- ・ 実演家団体等との連携を一層強化し、県民の優れた文化芸術の鑑賞機会の充実に努めます。
- ・ 県立芸術大学において、県民が気軽に文化芸術を体験できるよう、演奏会、展覧会等を実施します。

⑰アウトリーチ活動等による普及啓発、鑑賞機会の拡大

- ・ 普段、文化芸術に触れる機会の少ない人や会場に来られない人に、地元の施設、学校、医療機関、福祉施設等で、生の文化芸術を体験してもらうなど、芸術家等によるアウトリーチ活動※27を促進します。
- ・ 文化芸術を身近に楽しむことができるよう、幅広い年齢等を対象とした体験型講座及び画像のスライドなどを用いた講座を実施するなど、文化芸術の普及教育活動を推進します。
- ・ 県美術館では、県政お届け講座（出前講座）を通じて、県民に美術の楽しみ方をお話します。

⑱所蔵作品の有効活用

- ・ 県美術館や県陶磁美術館に普段なかなか足を運ぶことができない地域の人々に、気軽に身近に所蔵作品に親しんでもらう「移動美術館」を開催するとともに、県内の美術館や博物館を始めとした公共施設等において、所蔵作品の展示スペースが確保できる施設をサテライト展示場として利用するなど、数多くの所蔵作品の有効活用と県民の身近な鑑賞機会の拡大を図ります。また、県内の美術館等からの要請に応じて、所蔵作品を貸出すことで、県民の鑑賞機会の充実を図ります。

※27 「アウトリーチ活動」：芸術普及、教育普及あるいは館外活動。例えば、芸術家や学芸員等が、学校に出かけて児童・生徒に音楽や美術品等の文化資源への興味を喚起させ、文化施設へ足を運びきっかけづくりを行うとともに、理解を深化させるための体験型の普及啓発活動。

基本課題 (5) 子どもの文化芸術活動の充実

現状と課題

- ・ これまでも、子ども向けの体験事業や、学校の文化芸術活動の支援等に積極的に取り組んできましたが、少子高齢化による担い手不足という観点からも、子どもの文化芸術活動の充実は、今後も引き続き重要な課題になります。
- ・ 子どもたちが生涯にわたって文化芸術に親しみ、心豊かな生活を送ることができるよう、子どもの文化芸術体験機会の拡大や文化芸術活動の充実を図るとともに、家庭、学校、地域社会等において、子どもの感性や創造力を育む環境づくりに取り組んでいくことが重要です。

主な施策

⑱優れた文化芸術に触れる機会の提供

- ・ 子どもたちの豊かな感性や創造力を文化芸術の面から育むため、優れた文化芸術に出会い、身近に親しむ機会を提供する子ども向けの普及・教育事業を実施します。
- ・ 県内の市町村劇場等と連携して地域の将来を担う子どもたちを劇場に招待し、質の高い舞台芸術の体験機会の拡大・充実を図る事業を推進します。
- ・ 県美術館では、夏休みに「子ども鑑賞会」を実施し、子どもたちが美術鑑賞する機会を提供します。
- ・ 県芸術劇場では、夏休みに家族と一緒に劇場での体験を共有する「ファミリー・プログラム」など、子どもを中心に幅広い年齢層が芸術文化に触れる機会を提供します。
- ・ 「愛知県子ども読書活動推進計画」に基づく子どもの自主的な読書活動や、読書を通じて青少年の健全育成を図る「青少年によい本をすすめる県民運動」を推進します。
- ・ 地域の民俗芸能の担い手を育てるため、子どもたちが、地元の民俗芸能保存団体と交流できる環境を整え、自ら旗振り役として活躍できる子どもたちを育てます。

(⑭-1、⑳-4に再掲)

⑳学校教育への支援・協力

- ・ 小・中・高校、特別支援学校における、伝統・文化等についての理解を深める教育や、公立文化施設を活用した文化芸術に関する教育の充実を図るため、学校への文化芸術団体等の派遣など、積極的に支援・協力を行います。
- ・ 県美術館及び県陶磁美術館では、中学生以下の常設展観覧料、高校生の学校行事としての常設展観覧料、小・中・高校生の引率者の常設展観覧料を無料とするなど、学校教育への積極的な支援・協力を推進します。
- ・ 県美術館では、これまで中学生以下の企画展観覧料を無料にするよう、企画展

のつど共催者に依頼をしていますが、今後も継続して協力を要請します。

- ・ 県美術館及び県陶磁美術館では、教職員を対象とした鑑賞学習交流会や陶磁講座等を開催し、学校における県美術館や県陶磁美術館を利用した鑑賞教育を支援します。
- ・ 県図書館では、学校における児童・生徒の学習活動・読書活動を促進するため、団体貸出、ブックトーク・読み聞かせの実施及び図書展示への協力等について市町村立図書館等と連携し、学校図書館への積極的な支援・協力を推進します。
- ・ 高校生の文化芸術活動の総合的な発表会を愛知芸術文化センター等において開催し、高校の文化部等に発表の場を提供するとともに、参加者相互の交流を進めます。

基本課題(6) 高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実

現状と課題

- ・ 県民がその年齢、障害の有無、経済的な状況や居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞、参加、創造することができる環境を整備することは、県の役割として重要です。
- ・ 未曾有の超高齢社会へと移行する中、高齢者が心身ともに健康で豊かな生活を送るために、高齢者の生きがいづくりやグループ活動、世代間交流の促進を図る必要がありますが、文化芸術活動の充実は、その有効な手段の一つになります。
- ・ また、これまでも、車椅子席の設置や視覚障害者が美術鑑賞できるプログラムの実施等に取り組んできましたが、平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、障害のある人への合理的配慮が一層求められています。
- ・ 障害者の社会参加を促進するため、文化芸術活動の充実を図るとともに、日頃の創作活動の成果を展示し、発表する機会を提供することが重要です。
- ・ さらに、多様な文化が共生する社会づくりに寄与するため、地域に居住する外国人の文化芸術活動の充実や、外国人観光客が日本の文化芸術に触れる機会の充実を図る必要があります。

主な施策

① 高齢者の文化芸術活動の充実

- ・ 愛知県生涯学習推進センターにおいて、学習情報を提供します。
- ・ 高齢者に学習の機会を提供することにより、生きがいと健康づくりを図るとともに、地域の社会活動の中核となる人材を養成します。
- ・ 地域の老人クラブ活動を支援するとともに、学習活動や地域活動の拠点である公民館活動を支援します。

② 障害者の文化芸術活動の充実

- ・ 「あいちアール・ブリュット障害者アーツ展」の開催や出前講座の実施を通じて、障害者の文化芸術活動の推進を図り、障害者の社会参加と自立の促進はもとより、作品の創作や鑑賞など、障害の有無を越えた交流の機会を通じて、県民の障害に対する理解の促進に取り組みます。
- ・ 障害者の作品が企業ノベルティグッズのデザインに取り入れられた事例や、「あいちアール・ブリュット展」をきっかけとして企業の広報部門への就職につながった事例等を、障害者の自立を応援するための愛知モデルとして、全国に向けて積極的に発信していきます。
- ・ 障害者の芸術活動を支援する人材の育成、相談支援等により、障害者の芸術文化活動の普及を図ります。
- ・ 県美術館や県陶磁美術館において、点訳や美術ガイドボランティアグループとも

連携しながら、視覚障害者が気軽に美術鑑賞できるプログラムの実施と一層の充実に努めます。(⑩-1に再掲)

- ・愛知芸術文化センターや県陶磁美術館において、身体障害者用駐車スペースの設置や、車椅子等の貸与を行うほか、県美術館では手話のできる監視員の配置、県芸術劇場では劇場内の車椅子席の確保及び視覚障害者や聴覚障害者のための解説の実施など、公演、展示等における配慮を推進すると同時に、文化施設のバリアフリーの情報保障に努めます。
- ・県図書館において、視覚障害者等の読書活動を支援するため、読書のバリアフリーに関する資料の収集・提供、朗読協力員の育成などに努めます。

⑳多言語での文化情報の提供等

- ・外国人が日本の文化芸術に触れる機会を促進するため、文化施設情報の多言語化を図ります。
- ・外国人が等しく文化芸術を享受する機会がもてるよう、文化情報や催事情報等の多言語化、内容の充実に努めるとともに、世界の様々な文化に関する情報をあわせて収集、提供するなど、多言語による文化情報の提供等を行います。
- ・県図書館において、「多文化サービスコーナー」を設置し、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語等の資料を外国人に提供していきます。

基本課題(7) 愛知の文化資源を活かした地域力の向上

現状と課題

- ・ 本県には、全国に誇れる優れた民俗芸能などの伝統文化や、伝統的工芸品などのモノづくり文化、個性豊かな歴史や食文化など、多様で魅力的な文化が多数存在しています。
- ・ また今後は、「ラグビーワールドカップ2019™」やアジア競技大会などのスポーツイベントの開催やリニア中央新幹線の開業により、本県におけるさらなる交流活発化が見込まれます。
- ・ 本県の豊富な文化資源を国内外に向けて発信することにより、愛知の存在感と魅力を一層高めることで、地域力を向上していく必要があります。

主な施策

②4 モノづくり文化を活かした地域力の向上

- ・ 地域の歴史と生活文化に根ざした貴重な財産である伝統的工芸品等の産業振興を図るため、工芸品等の普及に努めるとともに、展示会開催などの需要拡大に向けた取組に対する支援等を行います。
- ・ 県陶磁美術館・南館において、瀬戸焼・常滑焼、三河鬼瓦、尾張七宝などの伝統的やきものや、タイル、ファインセラミックス、ノベルティなどの現代陶磁器製品など陶磁産業の現況を紹介する常設展示など、陶磁関連情報の提供を行います。
- ・ 県図書館において、県内の産業や伝統工芸に関する資料を体系的に収集して、「あいちものづくり文庫」の構築に向けて事業を推進します。
- ・ 県内の産業をテーマにした施設（産業遺産、工場・工房等）や、歴史的史跡や街並み、自然景観等が数多く残っている県内の街道を観光資源とし、施設間の連携により情報提供体制の充実を図る等、その魅力を広くアピールすることにより観光振興を図ります。

②5 アニメーション等を活かした地域力の向上

- ・ 「ジブリパーク構想*28」の推進により、日本を代表するオリジナルのコンテンツであるジブリ作品を通じて、愛知から世界に向けてクールジャパンを発信していきます。
- ・ 世界コスプレサミット*29の開催を支援するなど、アニメキャラクター等を活かしたポップカルチャー*30を通じた地域の活性化を図ります。

②6 生活文化の振興

- ・ 茶道、華道、書道などの伝統的な生活文化の一層の普及・定着を図るため、広く県民一般を対象として発表・展示を行う事業や、外国の文化活動団体と共同で行う文化交流事業に対する支援等を行います。

- ・「あいち食育いきいきプラン2020」に基づき、日本の食文化や郷土料理等の理解と継承を図るため、愛知県食育推進ボランティア等が行う料理教室等において、地域の食文化や高齢者が持っている食に関する豊かな知識を若い世代が体験できる機会を設けるなどの取組を推進します。
- ・「なごやめし」等の食文化の普及促進を図ります。

②7 地域の文化資源の情報発信

- ・県内の自然環境や歴史、文化、人物等の地域資源を発掘して、地域住民が地域づくり活動などに利用しやすいようにデジタル・アーカイブ^{※31}化を行い、県のWEBページを通じて情報発信していきます。
- ・動画や写真などの様々な情報媒体（動画共有サイト・スマートフォン用アプリなど）を地域プロモーションに活用したり、芸術系大学などと連携しながら、地域をPRするモデル動画を制作し、YouTubeなどで配信するなど、デジタルコンテンツ^{※32}による地域力の向上を図ります。
- ・農山漁村の伝統文化や食、景観などの魅力ある地域資源を紹介するとともに、これらの地域資源を巡るモデルルートを作成・紹介することにより、農山漁村の良さ、農林漁業をPRし、都市と農山漁村の交流を推進します。
- ・三河山間地域と都市住民との交流イベントを実施し、三河山間地域の産業・文化・伝統等への関心を高めることにより交流・定住人口の増加、地域の活性化を図ります。（③1-5-2に再掲）

②8 文化資源等を活かした活動への支援

- ・県内を拠点に活動する文化活動団体による自主的・自発的な文化活動事業や、地域の文化資源を活かした個性豊かな文化の振興のための事業に対し、審査・選考等を経て助成を行います。
- ・文化庁や（一財）地域創造、（一財）自治総合センターなどの公的な機関による助成制度や、（公社）企業メセナ協議会^{※33}の助成認定制度、民間財団等の各種助成金などの情報を幅広く収集・整理し、インターネットを通じてタイムリーに情報提供を行うとともに、助成申請等に関する相談やアドバイスなどを行います。

※28 「ジブリパーク構想」：愛知万博の理念を次世代へ継承するため、愛・地球博記念公園内に、ジブリの世界を再現した施設を公園整備事業として整備し、2022年度中の開業を目指す構想。

※29 「世界コスプレサミット」：世界コスプレサミット実行委員会が開催するコスプレの世界最大のイベント。世界中のコスプレイヤーを通して新しい国際交流を創造するため2003年日本・名古屋で誕生した。通称「WC S」。世界中の若者を虜にする日本の「マンガ」「アニメ」を「読む」「見る」だけでなく、「なりきる」ことで楽しむ。

※30 「ポップカルチャー」：学問や芸術など正統とされる文化ではなく、大衆向けに大量生産される文化。マンガ、アニメ、ゲーム、ライトノベル、ポピュラー音楽、テレビ、映画など。

※31 「デジタル・アーカイブ」：博物館、美術館、公文書館や図書館の収蔵品をはじめ有形・無形の文化資源等をデジタル化して保存・活用等を行うシステム。

※32 「デジタルコンテンツ」：デジタル化された映画、音楽、演劇、文芸、写真、漫画、アニメーション、コンピュータプログラムなどの表現物。

※33 「（公社）企業メセナ協議会」：企業によるメセナ（芸術文化支援）活動の活性化を目的に平成2年に設立された公益社団法人。企業メセナへの意欲を高め、社会のメセナに対する理解を深めるために、その啓発・普及活動をはじめ、調査・顕彰等の事業を行っており、正会員136社・団体、準会員35社・団体/22名（平成29年9月現在）で構成。

基本課題(8) 伝統芸能や文化財等の継承と発展

現状と課題

- ・ これまでも、文化財等の保存・継承事業や、「民俗芸能大会」、「あいちの伝統文化まつり」、「第31回国民文化祭・あいち2016」等の地域文化の発展に係る各種の事業を実施してきました。
- ・ 平成28年に、本県に所在する5件の「山車祭り」がユネスコ無形文化遺産に登録されたように、本県には伝統文化を始めとする豊富な文化資源があり、それらの文化資源を保存・継承し発展させることは、県の役割として重要です。
- ・ また、地域の伝統的やきもの、地芝居、伝統食、歴史的街並み等の文化資源を発掘・再評価し、地域全体の活性化に役立てていくことが重要であり、そのための取組を促進していく必要があります。

主な施策

⑲ 伝統芸能等の継承と発展

- ・ 平成30年11月に、県内及び日本全国・海外の地域伝統芸能団体の公演及び表彰を行う「地域伝統芸能全国大会」を開催し、地域に根ざした伝統芸能の観光活用を推進します。
- ・ 国、県及び市町村指定の無形民俗文化財等の保存・伝承を図るとともに、民俗芸能への理解と認識を深めるため、毎年、「愛知県民俗芸能大会」を開催します。
- ・ 県内に所在する全ての山車祭りによるネットワークづくりを行い、愛知の山車文化を県内外へ広く発信します。
- ・ 地域の民俗芸能の担い手を育てるため、子どもたちが、地元の民俗芸能保存団体と交流できる環境を整え、自ら旗振り役として活躍できる子どもたちを育てます。(⑭-1、⑲-6に再掲)

⑳ 文化財等の継承と発展

- ・ 県内に所在する国・県指定文化財を適切に後世に伝えるため、所有者、管理者等が実施する保存修理事業を支援します。また、文化財のうち重要なものを指定し、とりわけ、無形民俗文化財については、制作した記録映像等の活用を図るなど、その保存・活用を推進します。
- ・ 地震・津波等による大規模災害から文化財をはじめとした文化資源を守るため、「文化資源の所有者・管理者、地域住民等に対する防災意識の普及・啓発・防災指導」、「文化資源の所有者・管理者、地域住民、NPO・ボランティア、行政間の連携強化」、「専門家の意見を反映した被災時の行動指針の策定」、「未指定の文化遺産の調査」等の実施を進めます。
- ・ 平成26年に、名古屋市役所本庁舎とともに重要文化財の指定を受けた愛知県庁本庁舎が、県民の誇れる財産として、魅力ある新たな地域資源となるような取組

を推進します。

- ・「文化財ナビ愛知^{※34}」により、県内の国・県指定文化財と国の登録文化財をインターネットで公開し、広く県民に周知することにより、文化財保護の気運を高めます。
- ・東海地方最大の弥生集落である「朝日遺跡^{※35}」の価値・魅力を発信し、文化活動・地域連携の拠点とするため、県清洲貝殻山貝塚資料館の拡充整備を進めます。

.....
※34 「文化財ナビ愛知」：県内に所在する国・県指定文化財、国の登録文化財の概要を紹介するもので、文化財の「所在地」「指定・登録等の区分」「種別」から検索できるサイト。

※35 「朝日遺跡」：濃尾平野の中央東寄り、清須市・名古屋市西区に位置し、東海地方を代表するとともに全国的にも最大規模の弥生時代の環濠集落の遺跡。弥生時代前期～古墳時代初めの長期にわたり、居住域と墓域を含めた集落の変遷が明らかにされた希有な遺跡である。

現状と課題

- ・ これまでも、「あいちトリエンナーレ」におけるボランティア・企業等との連携や、県陶磁美術館における展示解説等ボランティア、市町村等との連携・協働による文化芸術の活動の場づくり等に取り組み、各分野との連携・協働を進めてきました。
- ・ 今後も、地域文化の担い手である地域住民の主体的な参画を促進するため、芸術家、文化団体、民間企業、NPO、ボランティア、市町村、文化施設、芸術系大学等の様々な主体間の連携を促進することは、県の役割として重要です。
- ・ また、平成29年6月の「文化芸術振興基本法」の改正(改正後：「文化芸術基本法」)において、観光、福祉、教育、産業、まちづくり、国際交流等の分野の施策との連携の視点が追加されたように、今後は、様々な分野との連携を進め、文化芸術の力でそれぞれの価値を高めることで、地域力の向上を図っていく必要があります。
- ・ さらに、本県では、今後、「ラグビーワールドカップ2019™」やアジア競技大会などのスポーツイベントの開催により、国内外から多くの人を訪れ、交流人口の増加が見込まれるため、それらのイベントとの連携にも積極的に取り組んでいく必要があります。

主な施策

③1 様々な分野との連携

(観光分野との連携)

- ・ 「あいち観光戦略」に基づき、文化資源等を活用した観光(戦国武将や忍者等の武将観光、あいち航空ミュージアム^{*36}等の産業観光^{*37}、山車祭り文化のPR、「なごやめし」等の食文化の普及促進、地域文化や産業の体験プログラムなどの着地型観光、映画・ドラマ等のロケ支援、世界コスプレサミットの開催支援、ポップカルチャー観光、醸造文化^{*38}を生かした観光 等)の振興を図り、地域の活性化につなげます。
- ・ 平成30年10月から12月にかけて、「未来クリエイター愛知 想像を超える旅へ。」をキャッチフレーズに、JRグループと連携し、全国から愛知へ観光客を呼び込む全国規模の「愛知デスティネーションキャンペーン」を展開します。

(福祉分野との連携)

- ・ 「愛知県高齢者健康福祉計画」に基づき、高齢者が心の豊かさや生きがいを持った生活ができるよう、多様な学習機会の提供を図るとともに、高齢者が地域活動の担い手として社会参加ができるよう支援します。
- ・ 「愛知県障害福祉計画」に基づき、障害者の活躍の場の拡大と、障害に対する理解の促進を図るため、障害者アート展等を開催します。

(教育分野との連携)

- ・「愛知県生涯学習推進計画」に基づき、文化芸術の分野と多角的に関係しながら、長寿社会を豊かに生きる生涯学習、家庭と地域の教育力を高める生涯学習、持続可能な社会づくりを進める生涯学習等の視点から生涯学習施策を展開します。
- ・「愛知県文化財保護指針」に基づき、社会の幅広い分野に関連する文化財を適切に保護するため、愛知県文化財保護審議会の指導・助言の下、文化財関連機関の連携を図るとともに、文化財の調査や保存・修理、活用等に従事できる人材の育成を進めます。
- ・県陶磁美術館の南館及び陶芸館で、小学校の学習指導要領に基づいた指導ができる展示等を行います。

(産業分野との連携)

- ・「あいち産業労働ビジョン」に基づき、地域産業が伝統・技能の継承、雇用の確保、地域文化の発信などといった役割を担い続けられるよう、新商品開発及び販路拡大などの支援を行います。
- ・県陶磁美術館の南館において、陶磁器を愛知県の産業としてとらえた展示を行います。
- ・県陶磁美術館は、「産業観光」の対象となる博物館として、名古屋商工会議所産業観光推進懇談会（AMIC）^{*39}に加盟し、他の施設と連携し、産業観光を推進します。

(まちづくり分野との連携)

- ・栄・都心部に位置する愛知芸術文化センター、名城地区の県図書館、愛・地球博記念公園を中心に、美術館や博物館、大学、史跡などが集中するリニモ沿線に位置する県陶磁美術館といった立地特性を活かし、近隣施設等との連携を図りながら、芸術を軸とした多様な交流・創造を持続的に展開し、都市機能と一体となった芸術創造及び地域活性化に取り組みます。
- ・三河山間地域と都市住民との交流イベントを実施し、三河山間地域の産業・文化・伝統等への関心を高めることにより交流・定住人口の増加、地域の活性化を図ります。(27-4に再掲)
- ・愛知への人口流入・定着に向けた「愛知の住みやすさ発信事業」において、大都市圏にありながら、居住空間にゆとりがあり、公園面積が広いなど快適に暮らせる環境や、県内各地に祭りや伝統文化が継承されているといった「歴史・文化」面を含めた愛知の強みを、パンフレットやWEBページ、SNSの活用等により県内外に広くPRしていきます。
- ・まちづくりにあたっては、「美しい愛知づくり基本計画」に基づき、先人たちが築いた歴史・文化を伝え残す歴史景観や、身近な文化を守る生活景観、モノづくり産業により創出される産業景観等を重視した景観形成を推進します。

(国際交流、多文化共生分野との連携)

- ・ 「あいち国際戦略プラン2022」に基づき、愛知の知名度の向上と外国人来訪者の増加を図ると同時に、多言語で愛知の魅力を情報発信するなどして、地域の活力や国際的な発信力の強化を図ります。
- ・ 県陶磁美術館で、日本、韓国、中国、台湾の陶磁専門コースを有する美術系大学による国際陶芸展である「アジア現代陶芸展」を4年に一度開催し、4つの国と地域における大学並びに陶芸家間のネットワークを構築し、アジアが有する陶芸文化を世界へと発信するための土台作りの場とします。
- ・ 日中国交正常化45周年・日中平和友好条約締結40周年を記念して、愛知県の友好提携先である中国江蘇省と共同で、平成30年6月に「愛知県・江蘇省友好書道展」＜愛知県展＞を開催します。
- ・ 2019年9月に常滑市の空港島に開業予定の愛知県国際展示場は、展示会や会議、コンサートなど多目的に利用可能であり、愛知の産業（モノづくり）のグローバルな発信拠点になると同時に、日本や愛知の文化を世界に発信する国際交流拠点としてのポテンシャルを有しています。
- ・ （公財）愛知県国際交流協会において、多様な文化交流を行う民間国際交流団体等への支援など、国際交流・国際協力活動の推進及び多文化共生の地域づくりの推進に取り組めます。

(スポーツイベントとの連携)

- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会、アジア競技大会の開催に向けて、愛知の多様な文化事業を展開し、本県の文化の魅力を発信していくために、文化プログラムの推進を図ります。
- ・ 「ラグビーワールドカップ2019™」などのスポーツイベントとの連携にも積極的に取り組んでいきます。

(連携事業の実施)

- ・ 条例の理念を実現するため、様々な関連分野と連携し、文化芸術を体験する機会を提供する事業等を実施することで、文化芸術の更なる振興を図ります。

③2市町村との連携

- ・ 県内市町村の文化施設担当者等を対象にした研修会等を開催し、先進事例の研究や意見交換等を通じて、文化行政担当者及び文化施設職員の資質の向上と、県と市町村、あるいは市町村間の連携の強化を図ります。
- ・ 県内5つの地域で開催される市町村文化研究会に継続的に参加し、地域特性を活かした文化芸術の振興の共同研究や、県と市町村、市町村相互の連絡・調整を図ります。
- ・ 県内市町村や公共的団体等と連携し事業や研修を実施するなどして、舞台技術

者や地域のアートマネジメント人材の養成を強化し、県全体の文化振興を図ります。

- ・市町村文化協会等が加盟する愛知県文化協会連合会を支援し、文化協会間の連携の促進と、地域での文化振興を図ります。

③③文化芸術団体等との連携

- ・中部を代表するプロ・オーケストラの質の高い演奏を県民に低料金で提供する等、優れた文化芸術の鑑賞機会の充実に努めるため支援を行います。
- ・県芸術劇場では、県内の文化芸術団体等の自主的かつ自立的な活動を支援するとともに、国内の優れた文化芸術団体等との連携を強化し、県民の鑑賞機会の充実に図ります。
- ・国際芸術祭「あいちトリエンナーレ」において、愛知芸術文化センター等を使用して、地元文化芸術団体等と連携した舞台公演や作品展示を行うことにより、県民の自主的、主体的な文化芸術活動の場づくりを進めます。
- ・（公財）愛知県文化振興事業団が培ってきた専門的なノウハウを活用し、芸術家、文化芸術団体等との連携・協働を推進し、愛知芸術文化センターを拠点とした芸術創造機能の強化を図ります。

③④民間事業者等との連携

- ・愛知芸術文化センターでの事業展開や国際芸術祭「あいちトリエンナーレ」において、企業スポンサーとの継続的な協力関係の構築を図ります。
- ・民間事業者と連携して事業を実施するなどして、より多様で多彩なプログラムを県民に提供します。
- ・芸術家や文化芸術団体の活動を支援するため、企業や個人の寄附を促進する（公社）企業メセナ協議会の「助成認定制度」の周知や積極的活用を進めます。

③⑤芸術系大学等との連携

- ・愛知芸術文化センターと芸術系大学等との連携を強化し、大学等における研究成果の社会還元促進やアートマネジメントの人材養成の支援に取り組みます。
- ・芸術系大学等と市町村等が相互に連携し、出張コンサートの開催等、地域の人々に楽しんでもらえるような事業を実施します。
- ・アートラボあいち^{*40}において、地元芸術大学との連携による展示を行うなど、大学関係者が「あいちトリエンナーレ」に関わることができる制度づくりを進めます。

③⑥文化施設間の連携

- ・愛知芸術文化センター、（公財）愛知県文化振興事業団等が実施する文化事業について、相互の連携を密にし、効果的に推進します。
- ・県美術館が培ってきた国内外のネットワークを生かし、優れた企画展を行います。

- ・ 県内の市町村劇場等と連携して事業を実施するなど県全体の文化振興を図ります。
- ・ 国際博物館会議（ICOM）、全国美術館会議、日本博物館協会、愛知県博物館協会、全国公立文化施設協会、愛知県公立文化施設協議会、愛知図書館協会、陶磁ネットワーク会議を始めとした各種ネットワークを活用し、事業の共同開催、研修会の実施など、各文化施設との連携強化を図ります。
- ・ 県内の民間文化施設等と連携し、普及事業や人材養成事業の企画・開催を協力して行うなど、地域の文化芸術の振興に取り組みます。

③7 ボランティア活動の促進

- ・ 国際芸術祭「あいちトリエンナーレ」において、作品看視等を行う会場運営ボランティアや、ツアー形式による展示作品の解説等を行うガイドツアーボランティアの養成、支援の取組を推進します。
- ・ 県美術館では、「友の会」における各種サポート部会を中心に、ボランティア活動を促進します。
- ・ 県図書館では、「おはなし会サポーター」などの育成、支援の取組を推進します。
- ・ 県陶磁美術館では、NPO等との連携を一層強化しながら、運営ボランティアや解説ボランティアの養成等、支援の取組を推進します。

※36 「あいち航空ミュージアム」：平成29年11月、県営名古屋空港内にオープンした航空機の博物館。

※37 「産業観光」：歴史的、文化的価値のある産業文化財（機械、器具、工場遺構や工場現場等）を観光資源として人々の交流を促進する観光のこと。

※38 「醸造文化」：日本は世界屈指の発酵食品が豊かな国であるが、愛知県南部では古来より伝統の醸造技術を活かし、酒をはじめ、味噌、しょうゆ、みりん、酢などの醸造製品が盛んに造られてきた。温暖な気候・風土に加え、矢作川、豊川など豊かな水源もあり、三河平野で収穫された米、麦、大豆をもとにした発酵・醸造製品が数多く産出されてきた。

※39 「産業観光推進懇談会（AMIC）」：産業遺産が多く保存されている中部地区の特色を活かし、「産業観光」という切り口で観光振興を推進するため、平成8年に、名古屋商工会議所が名古屋地域の産業観光施設が参加した「産業観光推進懇談会（AMIC）」を発足させた。

※40 「アトラボあいち」：あいちトリエンナーレ実行委員会が運営するアートセンターで、県大津橋庁舎内にある。芸術大学連携プロジェクト等による展覧会、レクチャーやワークショップなどのイベントを開催し、トリエンナーレなど現代アートに関する書籍を自由に閲覧できるコーナーを設けている。



第4章 推進体制



1 推進体制

本計画の推進に当たっては、愛知芸術文化センター（県美術館・県芸術劇場・県図書館）、県陶磁美術館を始めとする県有施設や、（公財）愛知県文化振興事業団などの推進機関と役割を分担しながら、効果的な施策展開を図ることとします。

また、市町村を始め、文化芸術団体、民間事業者、芸術系大学、文化施設、NPO法人など、様々な主体と連携を進めます。

さらに、庁内に「愛知県文化行政推進会議^{*41}」を設置して、部局横断的な連携体制を築くことで、観光、福祉、教育、産業、まちづくり、国際交流その他の関連分野と有機的な連携を図り、総合的かつ効果的に文化芸術施策を推進することとします。

2 計画の指標（数値目標）

本計画の評価を行うために、以下の項目を指標として設定します。

基本目標	指標	数値目標	目標達成年度等	実績（年度）
1 世界・未来へ“愛知発”の創造・発信	「あいちトリエンナーレ」来場者アンケートにおける満足度（％）	80以上	開催年度	80（H28）
	施設年間来館者数（万人）			
	(1) 愛知芸術文化センター栄施設	200以上	毎年度	185（H27*）
	(2) 県図書館	55以上	毎年度	55（H29）
	(3) 県陶磁美術館	10以上	毎年度	6.8（H29）
県芸術劇場稼働率（％）	80以上	毎年度	83.3（H27*）	
アーツ・チャレンジ ^{*42} の応募数（件）	90以上	実施年度	90（H29）	
2 県民が等しく文化芸術に親しむことができる環境の整備	県芸術劇場主催のファミリー向け公演における新規来場者率（％）	30以上	毎年度	30.7（H29）
	WEBサイトアクセス数（万回）			
	(1) 愛知芸術文化センタートップページ	200以上	毎年度	106（H27*）
	(2) 県図書館蔵書検索	180以上	毎年度	178（H29）
	(3) 生涯学習情報システム「学びネットあいち」トップページ	前年度を上回る	毎年度	11（H29）
劇場と子ども7万人プロジェクトの賛同施設数	20以上	2023	1（H29）	
県美術館と県陶磁美術館が実施する移動美術館、サテライト展示、県政お届け講座等の回数（回/年）	15以上	毎年度	15（H29）	
3 愛知の文化芸術のポテンシャルを活かした地域力の向上	愛知に誇ることのできる文化資源があると考える人の割合（％）	60以上	2022	—
	清洲貝殻山貝塚資料館の拡充整備	2020年秋まで	2020	—
	beyond2020認証件数（件/累計）	500以上	2020	31（H29）
	文化芸術振興に係る計画 ^{*43} を策定している県内市町村の数	現状より増加	2022	16（H29）

*愛知芸術文化センター栄施設は、平成30年度まで休館を伴う改修工事を行っているため、数値に影響が生じる場合があります。そのため、一部の指標については改修工事の影響のない平成27年度の実績を記載しています。

3 進行管理

本計画については、国内外の情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを実施することとします。

また、毎年度、事業成果の評価・検証を行うこととし、PDCAサイクルによる進捗管理を実施します。

さらに、評価・検証にあたっては、客観性や専門性を高めるため、自己評価（内部評価）だけでなく、学識経験者等による第三者評価（外部評価）を活用することとし、その結果を公表することとします。

-
- ※41「愛知県文化行政推進会議」：愛知県の文化行政に関する施策について、総合的かつ効果的な推進を図るため、庁内10部局16課室で構成。開催要領は参考資料（P59）に掲載。
 - ※42「アーツ・チャレンジ」：若手芸術家を対象に美術作品の企画募集を行い、選考の上、活動発表の場を提供することにより、将来、あいちトリエンナーレを始め、全国や世界で活躍する芸術家を、愛知から輩出することを目指して開催する。
 - ※43「文化芸術振興に係る計画」：地方公共団体における文化振興全般、市民や文化団体による文化芸術振興について規定する計画、指針等（計画、指針、ビジョン、方針、構想など名称は問わない）。

めざすべき姿

文化芸術の力で心豊かな県民生活と活力ある愛知を実現

3つの基本目標

1

世界・未来へ“愛知発”の創造・発信

“愛知発”の文化芸術の魅力を一層高め、国内外に余すことなく発信し、交流を図ることで、愛知の文化芸術のアイデンティティを確立する。

2

県民が等しく文化芸術に親しむことができる環境の整備

県民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができる環境を整備する。

3

愛知の文化芸術のポテンシャルを活かした地域力の向上

愛知の風土が育んだ豊富な文化資源や、スポーツイベントの開催による交流人口の増加など、愛知の文化芸術のポテンシャルを活かし、様々な分野と連携・協働することで、地域力の向上を図る。

9つの基本課題

- 1 世界に創造・発信する愛知からの文化芸術
- 2 愛知芸術文化センター等を拠点とした芸術創造の展開
- 3 文化芸術を担う人材の育成
- 4 県民の鑑賞機会の充実
- 5 子どもの文化芸術活動の充実
- 6 高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実
- 7 愛知の文化資源等を活かした地域力の向上
- 8 伝統芸能や文化財等の継承と発展
- 9 様々な分野や主体との連携・協働の推進

計画の推進体制

・ 関係施設や機関との役割分担、市町村を始め様々な主体との連携、部局横断的な連携体制による様々な分野との連携により、総合的かつ効果的に文化芸術施策を推進

37 の主な施策

- ① 国際芸術祭「あいちトリエンナーレ」の開催
- ② 「あいち国際女性映画祭」の開催
- ③ 国際的なパートナーシップやネットワークの構築
- ④ 愛知芸術文化センター
- ⑤ 県美術館
- ⑥ 県芸術劇場
- ⑦ 県文化情報センター
- ⑧ 県図書館
- ⑨ 県陶磁美術館
- ⑩ 新進芸術家の活動発表・交流の場づくり
- ⑪ 世界へ躍進していくための環境づくり
- ⑫ 県立芸術大学における人材育成及び芸術の発信
- ⑬ アートマネジメントに関する人材の育成
- ⑭ 伝統的な芸能・工芸等を担う人材の育成

- ⑮ 文化芸術に関する施設の充実
- ⑯ 鑑賞等の支援
- ⑰ アウトリーチ活動等による普及啓発、鑑賞機会の拡大
- ⑱ 所蔵作品の有効活用

- ⑲ 優れた文化芸術に触れる機会の提供
- ⑳ 学校教育への支援・協力

- ㉑ 高齢者の文化芸術活動の充実
- ㉒ 障害者の文化芸術活動の充実
- ㉓ 多言語での文化情報の提供等

- ㉔ モノづくり文化を活かした地域力の向上
- ㉕ アニメーション等を活かした地域力の向上
- ㉖ 生活文化の振興
- ㉗ 地域の文化資源の情報発信
- ㉘ 文化資源等を活かした活動への支援

- ㉙ 伝統芸能等の継承と発展
- ㉚ 文化財等の継承と発展

- ㉛ 様々な分野との連携（観光、福祉、教育、産業等）
- ㉜ 市町村との連携
- ㉝ 文化芸術団体等との連携
- ㉞ 民間事業者等との連携
- ㉟ 芸術系大学等との連携
- ㊱ 文化施設間の連携
- ㊲ ボランティア活動の促進

16 の数値目標

- 「あいちトリエンナーレ」来場者アンケートにおける満足度（開催年度に80%以上）
- 施設年間来館者数
 - (1) 愛知芸術文化センター栄施設（毎年度200万人以上）
 - (2) 県図書館（毎年度55万人以上）
 - (3) 県陶磁美術館（毎年度10万人以上）
- 県芸術劇場稼働率（毎年度80%以上）
- アーツ・チャレンジの応募数（実施年度に90件以上）

- 県芸術劇場主催のファミリー向け公演における新規来場者率（毎年度30%以上）
- WEBサイトアクセス数
 - (1) 愛知芸術文化センタートップページ（毎年度200万回以上）
 - (2) 県図書館蔵書検索（毎年度180万回以上）
 - (3) 生涯学習情報システム「学びネットあいち」トップページ（毎年度、前年度を上回る）
- 劇場と子ども7万人プロジェクトの賛同施設数（2023年度までに20施設以上）
- 県美術館と県陶磁美術館が実施する移動美術館、サテライト展示、県政お届け講座等の回数（毎年度15回以上）

- 愛知に誇ることのできる文化資源があると考える人の割合（2022年度までに60%以上）
- 清洲貝殻山貝塚資料館の拡充整備（2020年秋までに整備）
- beyond2020 認証件数（2020年度までの累計500件以上）
- 文化芸術振興に係る計画を策定している県内市町村の数（2022年度までに現在より増加）

- ・ 施策の達成度を測るための数値目標を設定
- ・ 毎年度、事業成果の評価・検証を行い、その結果を公表することで、PDCAサイクルによる進捗管理を実施

參考資料

愛知県文化芸術振興条例 (平成 30 年 3 月 27 日 愛知県条例第 2 号)

我が国の中央に位置する本県は、古くから肥沃な土地として栄え、律令制下の尾張と三河の二か国の時代を経る中で、各地域で独自の文化を築いてきた。県内各地では、棒の手、田楽、獅子舞、花祭、尾張万歳や三河万歳などの個性的で魅力あふれる民俗芸能が継承されている。

また、江戸時代には、尾張藩を中心に山車からくりの文化が広まり、こうしたからくり等の技術は、モノづくりの技術や技能を尊び、創意工夫により絶え間なく新しいものを創り出そうとする愛知のモノづくり文化の源流になっている。

こうした古くからの文化が継承されてきた一方で、愛知芸術文化センター等では、現代美術や舞台芸術を始めとした多彩なプログラムを提供することにより、愛知の新たな文化芸術を創造し、発信してきた。

文化芸術は、人々に夢と喜びと感動を与えるものであることはもとより、人間の自由な発想とその表現により、一人一人のかけがえのない個性の実現に資するものである。また、子どもから高齢者まで、あらゆる人々に社会参加の機会を与え、人と人とをつなぎ、地域社会の形成にとって不可欠なものとなっている。

このように、文化芸術は広く社会に波及する力を有していることから、文化芸術の振興に当たっては、観光、福祉、教育、産業など幅広い分野との連携を視野に入れ、施策を展開することが求められている。

このような認識の下に、県民が心の豊かさを実感し、魅力あり活力に満ちた地域社会を実現することを目指し、県、県民及び文化芸術活動を行う団体等が協働して、文化芸術の更なる振興を図るため、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、文化芸術の振興について、基本理念を定め、及び県の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かな県民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性が十分に尊重されるとともに、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、県民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、愛知の自然、歴史及び風土に培われてきた特色ある文化芸術が、県民の共通の財産として生まれ、将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の多様性が尊重されるとともに、地域における多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、愛知の文化芸術が広く国内外へ発信されるよう、文化芸術に関する交流が図られなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他県民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

7 文化芸術の振興に当たっては、幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体(以下「文化芸術団体」という。)、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の意義と価値を尊重し、先人から受け継がれてきたモノづくりを尊ぶ風土その他の愛知の特色を生かしつつ、観光、福祉、教育、産業、まちづくり、国際

交流その他の関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(県民の関心及び理解)

第四条 県は、県民が文化芸術を創造し、享受することができるようにするとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、県民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めるものとする。

(市町村との連携等)

第五条 県は、県民が広く文化芸術を創造し、享受することができるよう、文化芸術の振興を図る上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村との連携に努めるものとする。

2 県は、文化芸術の振興に当たっては、文化芸術団体、民間事業者、大学その他の関係者との連携に努めるとともに、これらの関係者間の連携が図られるよう努めるものとする。

(基本計画)

第六条 県は、文化芸術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 文化芸術の振興に関する目標及び施策についての基本的な方針

二 前号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 県は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、学識経験者の意見を聴くとともに、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(芸術の振興)

第七条 県は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術をいう。）その他の芸術の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(伝統芸能及び民俗芸能の継承及び発展)

第八条 県は、伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能をいう。以下同じ。）及び民俗芸能（山車祭り、棒の手、田楽、獅子舞その他の地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。以下同じ。）の継承及び発展を図るため、これらの芸能の公演、活動等への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(芸能及び生活文化の振興等)

第九条 県は、芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能及び民俗芸能を除く。）をいう。）及び生活文化（茶道、華道、書道、愛知の風土に育まれてきた食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(伝統工芸の継承及び発展)

第十条 県は、伝統工芸（先人から受け継がれてきた陶芸、染織その他の伝統的な工芸をいう。）の継承及び発展を図るため、伝統工芸品の展示等への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術に関する交流の推進等)

第十一条 県は、文化芸術に関する地域間交流及び国際交流の推進を図るため、文化芸術団体、民

問事業者、大学その他の関係者と連携しつつ、芸術祭等の文化芸術に関する催しの開催その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、愛知芸術文化センターの美術館、劇場等からなる複合機能の活用等により、新たな文化芸術を創造し、国内外へ発信するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、前二項の施策を講ずるに当たっては、観光、スポーツその他の関連分野における事業との連携に努めるものとする。

(文化芸術の担い手の育成)

第十二条 県は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者その他の文化芸術の担い手の育成を図るため、作品発表の機会の確保、文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術に関する教育研究の充実)

第十三条 県は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の促進を図るため、愛知県立芸術大学等における文化芸術に関する教育研究の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(県民の鑑賞等の機会の充実)

第十四条 県は、広く県民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子どもの文化芸術活動の充実)

第十五条 県は、次代を担う子どもが豊かな創造性や感性を育むことができるよう、子どもが文化芸術に触れる機会の提供、子どもによる文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第十六条 県は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者が行う文化芸術に関する創造的活動、公演等への支援、これらの者による文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第十七条 県は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習その他の教育の充実、芸術家、文化芸術団体等による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術に関する施設の充実)

第十八条 県は、美術館、劇場、図書館その他の文化芸術に関する施設の充実を図るため、愛知芸術文化センター、愛知県陶磁美術館等の自らの設置に係る施設の整備に努めるとともに、文化芸術に関する施設に関し、公演、展示等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(顕彰)

第十九条 県は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(財政上の措置)

第二十条 県は、文化芸術の振興に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

本県の文化芸術行政の歩み

1 愛知芸術文化センターの開館

- (1) 「愛知県新文化会館基本計画」策定(昭和61年3月)
愛知県文化会館に代わる新しい施設として、芸術文化に対する新しいニーズに応え、愛知県の芸術文化の拠点として、世界に広がる芸術文化の発信基地となる施設を計画。
- (2) 愛知芸術文化センター(名城施設)開館(平成3年4月)
- (3) 愛知芸術文化センター(栄施設)開館(平成4年10月)

2 文化行政のための体制・指針づくり

- (1) 文化振興局設置(平成3年4月)
- (2) 文化振興基金創設(平成3年4月)
- (3) (財)文化振興事業団設立(平成4年4月)
- (4) 「愛知県文化振興ビジョン」策定(平成4年3月)
21世紀に向けて愛知県の文化振興施策を総合的に推進する行政指針として、文化振興の基本的な方針や方策を取りまとめたもの。
- (5) 文化学事課設置(平成12年4月)
- (6) 「愛知文化芸術行動プラン」策定(平成15年8月)
「文化芸術振興基本法」の制定(平成13年12月)を受け、「愛知県文化芸術振興ビジョン」の更なる推進を図るために、愛知万博開催年(平成17年)を中間年とする5ヵ年の行動計画として策定。
- (7) 文化芸術課設置(平成18年4月)
- (8) 「文化芸術創造あいちづくり推進方針」策定(平成19年12月)
「新しい政策の指針」(平成18年3月策定)において、「文化芸術創造あいちづくり」が戦略的・重点的な政策の一つとして位置付けられ、新たな文化芸術の振興計画を策定し、文化芸術の一層の推進を図ることが示された。
「愛知県文化振興ビジョン」及び「愛知文化芸術行動プラン」に代わるものとして、「愛知の文化芸術振興に関する有識者懇談会」からの提言である「文化芸術あいち百年の軸をつくる」(平成18年12月)を踏まえ、愛知発の文化芸術の創造と展開をめざして策定。
推進方針において、今後10年程度の政策の基本目標及び重点方向を定めた上で、平成20年度から24年度までの5年間に取り組むべき基本課題と主な取組を示す。
- (9) 「あいち地域文化創造戦略」策定(平成24年3月)
知事マニフェスト項目である「地域独特の個性的文化を発掘し、育てる『あいち地域創造文化戦略』を市町村と県が協働して展開し、観光振興と連携して世界に発信」する。
- (10) 「文化芸術創造あいちづくり推進方針(改訂版)」策定(平成25年3月)
推進方針の前半5年間の取組実績や文化芸術を取巻く環境の変化等を踏まえ、平成25年度から29年度までの5年間に取り組むべき基本課題と主な取組を見直す。
- (11) 「愛知県文化芸術振興条例」制定(平成30年3月)
- (12) 「あいち文化芸術振興計画2022」策定(平成30年7月)

○ 愛知県の文化行政振興の主な推移

年 月	主な事項	国等の動き
昭和 30 年 2 月	愛知県文化会館（愛知県美術館）開館	
昭和 33 年 6 月	愛知県文化会館（愛知文化講堂）開館	
昭和 34 年 4 月	愛知県文化会館（愛知図書館）開館	
昭和 53 年 6 月	愛知県陶磁資料館南館開館	
昭和 54 年 10 月	愛知県陶磁資料館本館開館	
昭和 58 年 7 月	新文化会館（仮称）構想懇談会設置	
昭和 60 年 3 月	新文化会館建設基金設置	
昭和 60 年 4 月	新文化会館建設事務局設置	
昭和 61 年 3 月	「新文化会館建設基本計画」提言	
昭和 63 年 4 月	美術品等取得基金設置	
平成 2 年 4 月	あいちの文化施策研究会設置	
平成 3 年 3 月	愛知県文化会館（愛知図書館）閉館	
	4 月 総務部に文化振興局を設置（3 課 8 係）	
	文化振興基金設置（設置時 100 億円）	
	愛知芸術文化センター（名城施設）開館	
平成 4 年 2 月	「あいちの文化施策研究会」最終報告	
	3 月 「 <u>愛知県文化振興ビジョン</u> 」策定	
	4 月 （財）愛知県文化振興事業団設立（基本財産 20 億円）	
	10 月 愛知県文化会館（愛知県美術館、愛知文化講堂）閉館	
	愛知芸術文化センター（栄施設）開館	
平成 6 年 7 月	愛知県陶磁資料館 増改築全館開館	
平成 8 年 7 月		「文化立国 21 プラン」提言
平成 10 年 3 月		「文化振興マスタープラン」策定
平成 12 年 4 月	県民生活部に文化学事課を設置	
平成 13 年 1 月		文部科学省に「文化審議会」設置
	12 月	「文化芸術振興基本法」制定
平成 14 年 8 月	愛知文化芸術行動プラン検討会議設置	
	12 月	「文化芸術の振興に関する基本的な方針」（第 1 次基本方針）閣議決定
平成 15 年 8 月	「 <u>愛知文化芸術行動プラン</u> 」策定	
平成 17 年 3 月		愛知万博開幕
平成 18 年 4 月	県民生活部に文化芸術課を設置	
	5 月 愛知の文化芸術振興に関する有識者懇談会設置	
	12 月 有識者懇談会報告「文化芸術あいち百年の軸をつくる」	
平成 19 年 2 月		「文化芸術の振興に関する基本的な方針」（第 2 次基本方針）閣議決定
	12 月 「 <u>文化芸術創造あいちづくり推進方針</u> 」策定	
平成 20 年 3 月	「あいち国際芸術祭（仮称）基本構想」策定	
平成 22 年 8 月	あいちトリエンナーレ 2010 開幕（8.21 ～ 10.31）	

年 月	主な事項	国等の動き
平成 23 年 2 月		「文化芸術の振興に関する基本的な方針」（第 3 次基本方針）閣議決定
12 月	文化芸術創造あいづくり推進方針の中間見直しに関する有識者会議設置	
平成 24 年 3 月	「あいち地域文化創造戦略」策定	「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」制定
4 月	（公財）愛知県文化振興事業団設立	
6 月		
平成 25 年 3 月	「文化芸術創造あいづくり推進方針」改訂	
4 月	愛知県図書館に一部指定管理者制度を導入	「文化芸術の振興に関する基本的な方針」（第 4 次基本方針）閣議決定
6 月	陶磁資料館を「愛知県陶磁美術館」に名称変更	
8 月	あいちトリエンナーレ 2013 開幕（8.10～10.27）	
平成 26 年 3 月	「あいちビジョン 2020」策定	
4 月	愛知芸術文化センター（栄施設）に一部指定管理者制度導入 愛知芸術文化センター組織改編・芸術劇場館長の設置	文化プログラムの実施に向けた文化庁の基本構想発表
8 月	「愛知県図書館の基本的な運営方針」策定	
平成 27 年 5 月		「文化芸術振興基本法」改正
7 月		
平成 28 年 8 月	あいちトリエンナーレ 2016 開幕（8.11～10.23）	「文化芸術推進基本計画」（第 1 期）閣議決定
10 月	第 31 回国民文化祭・あいち大会開幕（10.29～12.3）	
12 月	第 16 回全国障害者芸術・文化祭あいち大会開幕（12.3～12.11）	
平成 29 年 6 月		「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」制定
10 月	愛知の文化芸術振興に関する有識者会議設置	
平成 30 年 3 月	「愛知県文化芸術振興条例」制定	「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律」制定
4 月	県民生活部を県民文化部に名称変更	
6 月		
7 月	「あいち文化芸術振興計画 2022」策定	

愛知の文化芸術振興に関する有識者会議開催要領

(目的)

第1条 愛知の文化芸術の振興に関する事項を検討するにあたり、本県の文化芸術環境を踏まえた、広い視野からの創意ある助言を得るため、愛知の文化芸術振興に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催する。

(所掌事項)

第2条 有識者会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 文化芸術振興に係る基本方針等の策定に関すること
- (2) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3条 有識者会議は、別表に掲げる委員及び特別委員により構成する。

(座長等)

第4条 有識者会議には、座長及び座長代理を置く。

- 2 座長は、有識者会議を統括し、会議の進行にあたる。
- 3 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故等があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 有識者会議は、愛知県県民文化部長が招集する。

(公開)

第6条 有識者会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19条）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して協議・検討等を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより、当該会議の円滑な運営に著しい支障が生じると認められ、座長が会議の一部又は全部を公開しない旨を決定した場合
- 2 有識者会議の傍聴については、別に定める。
 - 3 有識者会議の議事内容については、議事録を作成し、公表する。

(庶務)

第7条 有識者会議の庶務は、愛知県県民文化部文化芸術課において処理する。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、有識者会議に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成29年10月4日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

愛知の文化芸術振興に関する有識者会議委員名簿

氏名	職名	備考
井上さつき	愛知県立芸術大学芸術創造センター長、音楽学部教授	
内田吉彦 (H30.3 まで内川尚一)	名古屋商工会議所常務理事・事務局長	
梶田美香	名古屋芸術大学芸術学部芸術学科教授	
片山泰輔	静岡文化芸術大学文化政策学部芸術文化学科教授	座長代理
河内佳子 (H30.3 まで安藤英彦)	岡崎市社会文化部長	
竹本義明	名古屋芸術大学学長、武豊町民会館（ゆめたろうプラザ）館長	
寺尾晶子	中日新聞事業局文化事業部長	
仲道郁代	ピアニスト	
丹羽康雄	愛知県芸術劇場館長	特別委員
馬場駿吉	名古屋ボストン美術館長	座長
藤田六郎兵衛	能楽笛方藤田流十一世家元、愛知芸術文化協会理事	
村田眞宏	豊田市美術館長	

(50音順、敬称略)

愛知県文化行政推進会議開催要領

(設置)

第1 文化行政に関する施策について、総合的かつ効果的な推進を図るため、愛知県文化行政推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 推進会議は、第1の目的を達成するため次に掲げる事務を行う。

- (1) 文化行政の企画及び推進に関すること。
- (2) 文化行政の連絡調整に関すること。
- (3) 文化行政の調査研究に関すること。
- (4) その他文化行政に関すること。

(組織)

第3 推進会議は、県民文化部部長及び別表に掲げる課室の長をもって構成し、議長は、県民文化部長をもってあてる。

2 議長は、前項に掲げる者のほか、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

(議長の職務)

第4 議長は、会議を招集し、主宰する。

(報告)

第5 議長は、推進会議の会議結果について、知事へ報告する。

(幹事会)

第6 推進会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表に掲げる課室の課長補佐級又は主査級の職員を持って構成し、座長は、県民文化部文化芸術課長をもってあてる。

3 幹事会は、推進会議に提案する原案を作成するほか、必要に応じ調査研究を行う。

4 幹事会は、議長が招集する。

(ワーキング・グループ)

第7 推進会議にワーキング・グループを置くことができる。

2 ワーキング・グループは、議長が指名する者をもって構成する。

3 ワーキング・グループは、特定課題等について、調査研究を行う。

4 ワーキング・グループは、議長が招集する。

(庶務)

第8 推進会議の庶務は、県民文化部文化芸術課において処理する。

(雑則)

第9 この要領に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し、必要な事項は、議長が定める。

附 則 この要領は、平成3年5月7日から施行する。	附 則 この要領は、平成5年4月1日から施行する。	附 則 この要領は、平成7年4月1日から施行する。
附 則 この要領は、平成10年4月1日から施行する。	附 則 この要領は、平成12年4月1日から施行する。	附 則 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
附 則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。	附 則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。	附 則 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
附 則 この要領は、平成27年4月1日から施行する。	附 則 この要領は、平成29年3月1日から施行する。	附 則 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
附 則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。		

(別表)

部局名	課室名	部局名	課室名
政策企画局	企画課	環 境 部	環境政策課
総 務 部	総務課	健康福祉部	医療福祉計画課
振 興 部	地域政策課		障害福祉課
	観光振興課	産業労働部	産業労働政策課
県民文化部	県民総務課	農林水産部	農林政策課
	文化芸術課	建 設 部	建設企画課
	トリエンナーレ推進室	教育委員会	教育企画課
	学事振興課		生涯学習課



愛知県文化事業の
マスコットキャラクター「ブンゾー」

あいち文化芸術振興計画 2022

平成 30 年 7 月
愛知県

〒 460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

県民文化部文化芸術課

TEL : 052-954-6184 (ダイヤルイン)

FAX : 052-972-6075

E-mail : bunka@pref.aichi.lg.jp